

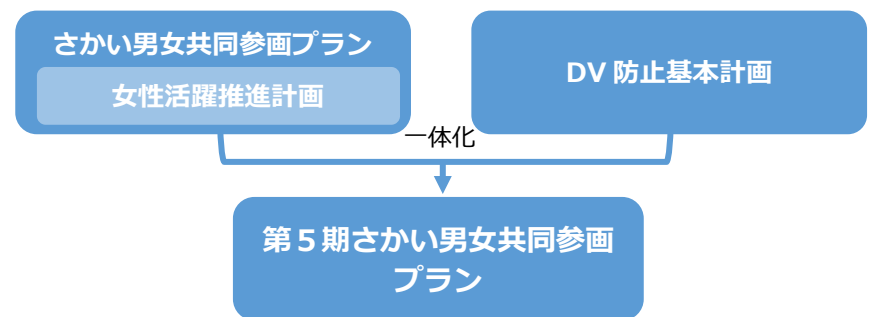
庁 議 案 件 No. 3
令 和 3 年 11 月 16 日
所 管 市 民 人 権 局
男女共同参画推進部

件 名	第 5 期さかい男女共同参画プラン（案）の策定について
経 過 ・ 現 状	【経過】 ・ 第 4 期さかい男女共同参画プランが令和 4 年 3 月に計画期間満了となることから、同プランの成果や課題、社会情勢の変化をふまえ、次期計画である「第 5 期さかい男女共同参画プラン」を策定。 ・ DV が発生する原因にはジェンダーに基づく問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題となっていることをふまえ、課題把握や事業評価を一体的に行うため、さかい男女共同参画プランと DV 防止基本計画を統合する。
政 策 課 題	・ 平成 28 年 3 月 「第 4 期さかい男女共同参画プラン（改定）」策定 （計画期間：平成 28 年度～令和 3 年度） ・ 平成 29 年 3 月 「第 2 次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（DV 防止基本計画）策定 （計画期間：平成 29 年度～令和 4 年度） ・ 令和 3 年 4 月～ 「第 5 期さかい男女共同参画プラン」の計画内容について、堺市男女平等推進審議会等で議論
対 応 方 針	【概要】 （目的） これまでの固定化された性別の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざす。 （位置づけ） 男女共同参画社会基本法及び堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法に基づく計画。 （計画期間） 令和 4 年度～令和 8 年度 （施策の基本方針）
今 後 の 取 組 （ 案 ）	基本方針 1 女性の参画拡大と活躍の推進 ≪女性活躍推進計画≫ 基本方針 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 基本方針 3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現 基本方針 4 暴力の根絶と被害者支援 ≪一部 DV 防止基本計画≫ 【今後のスケジュール（予定）】 令和 3 年 12 月 15 日～令和 4 年 1 月 14 日 パブリックコメントの実施 令和 4 年 3 月 第 5 期さかい男女共同プラン策定
効 果 の 想 定	女性が活躍できる社会、暴力による支配関係のない社会、男女共同参画社会の実現により、すべての人が自分らしく生きることのできる社会をめざす。
関 係 局 と の 政 策 連 携	全局

第 5 期さかい男女共同参画プラン 概要（案）

第 1 章 計画の策定にあたって

1.計画策定の経緯 ～男女共同参画社会の実現に向けて～



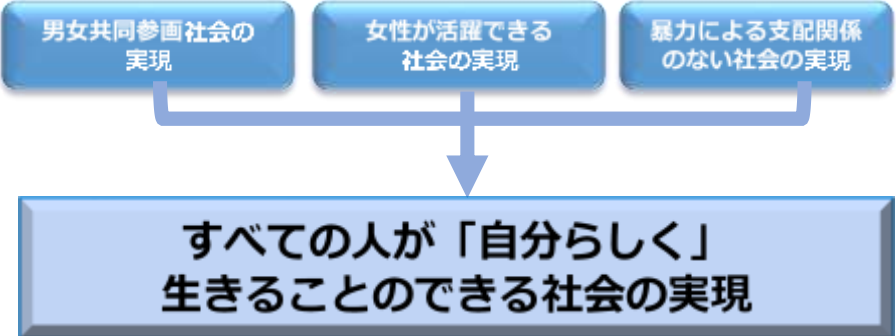
- ・DV が発生する原因の一つにジェンダーに基づく問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題となっている。
- ・一体的に課題把握や事業評価を行うことで、より効果的で迅速な施策展開につなげるため、さかい男女共同参画プランと DV 防止基本計画を一体化させる。

2.計画の基本的な考え方

【目的】

これまでの固定化された性別の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現を目的とする。

【めざすべき社会】



【計画の位置づけ】

■根拠法

- ・「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第 10 条に定める基本計画
- ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める市町村男女共同参画計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める市町村推進計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

■上位計画

- ・堺市基本計画 2025
- ・堺市 SDGs 未来都市計画

【基本姿勢】

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点をふまえた取組の推進
- ・新たな生活様式に対応した取組の推進

【計画期間】

2022 年度（令和 4 年度）～2026 年度（令和 8 年度）

3.計画策定の背景

【男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況】

■国際社会の動向

- ・SDGs の策定 ・新型コロナウイルス感染拡大による女性の対応強化

■国の動向

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定（令和 2 年 5 月策定）
- ・「性犯罪・性暴力被害対策の強化の方針」の策定（令和 2 年 6 月策定）
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」の策定（令和 2 年 12 月策定）

■堺市の取組

- ・セーフシティさかいの推進 ・女性活躍推進チームの設置

【堺市の現状と課題】

■堺市の現状

- ・人口減少と高齢化の進行 ・単独世帯・ひとり親世帯の増加
- ・働く女性の増加 ・非正規雇用に占める男女格差
- ・今なお残る性別役割分担意識 ・女性の家事・育児・介護の偏重
- ・男性を上回る女性の暴力被害経験 ・DV 被害による心身への影響の深刻化

■課題

- ・男女が対等に活躍できる環境の整備
- ・性別による役割分担意識の解消
- ・安心した暮らしに向けた対応
- ・DV 等の暴力根絶に向けた対応

第 3 章 施策の基本方針

基本方針 1 女性の参画拡大と活躍の推進

≪女性活躍推進計画≫

【施策の基本的方向性】

- (1) 意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の活躍を支える環境の整備
- (3) 女性の就業機会の拡大
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 育児・子育て・介護支援の充実

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・市の審議会等委員の女性比率
- ・（新）女性委員比率が 40%以上の審議会の数の割合
- ・市の管理職の女性比率（※教職員を除く）
- ・市の教職員管理職の女性比率
- ・女性の就業率
- ・市の男性職員育児休業取得率

基本方針 3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現

【施策の基本的方向性】

- (1) 生涯にわたる健康支援
- (2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援
- (3) 男性にとっての男女共同参画
- (4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援
- (5) 地域活動における男女共同参画の推進
- (6) 防災における男女共同参画の推進

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・子宮がん検診・乳がん検診の受診率
- ・（新）自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）
- ・（新）「防災訓練や講演会など地域での防災活動」に参加したことがある女性の割合
- ・堺市パートナーシップ宣誓制度 申請件数

計画の推進

【管理手法】

- ・PDCA サイクルによる適切な進捗管理
- ・男女共同参画に関する調査・研究

第 2 章 旧プラン・計画の取組の成果と課題

1.第 4 期さかい男女共同参画プラン（改定）における成果と課題

■基本課題 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- ・重点項目の一つである「市の男性職員育児休業取得率」は目標を達成した。
- ・「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度に大きな向上は見られず、男性の家事・育児時間も短い現状があり、意識改革や働き方の見直し等の取組を推進していく必要がある。

■基本課題 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- ・子宮がん健診・乳がん検診の受診率は向上していたが、新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度は低下し、今後も様々な健康支援の実施や啓発等、すべての人が安心して暮らせる取組を進める必要がある。

■基本課題 3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

- ・男女への期待格差は解消されておらず、自分らしく生きられることのできる社会に向けた取組が必要。

■基本課題 4 地域における男女共同参画の推進

- ・「男女共同参画交流の広場」の認知度、男性の NPO やボランティア等の活動への参加状況・参加意向は策定時より減少しており、地域活動に関する情報発信や参画促進に向けた取組を強化する必要がある。

■基本課題 5 男女共同参画による都市魅力の創出

- ・重点項目の一つである「市の審議会等委員の女性比率」や「市職員、市教職員の管理職の女性比率」は目標を達成したが、引き続きさらなる女性の登用促進を進める必要がある。

2.DV 防止基本計画における成果と課題

- ・4 つの数値目標について、いずれも目標達成には至っていない。
- ・引き続き DV に対する正しい知識と理解の周知・啓発の強化、相談窓口のさらなる周知が必要。

基本方針 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

【施策の基本的方向性】

- (1) 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進
- (2) 男性の意識改革の推進
- (3) 広報・啓発による理解の促進

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・（再掲）市の男性職員育児休業取得率
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合
- ・「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合

基本方針 4 暴力の根絶と被害者支援

≪（1）～（4）は DV 防止基本計画≫

【施策の基本的方向性】

- (1) 暴力を許さない意識の醸成
- (2) 相談体制の整備及び連携体制の構築
- (3) 被害者の安全確保の徹底
- (4) 被害者の自立支援と生活支援
- (5) 子どもへの虐待防止
- (6) セクシュアルハラスメントの防止
- (7) 性暴力対策の推進（セーフシティさかいの推進）

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・夫婦間や交際関係における「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合
- ・DV 被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする市民の割合
- ・（新）配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合
- ・（新）性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）認知件数
- ・堺市における DV 相談件数
- ・（新）セーフシティさかいに関する指標

【推進体制】

- ・女性活躍推進チームとの連携
- ・堺市男女平等推進審議会
- ・庁内関係部局との連携
- ・市民や関係団体、関係機関、事業者との連携

第 5 期さかい男女共同参画プラン (案)

令和 年 月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯 ～男女共同参画社会の実現に向けて～	1
2 計画の基本的な考え方	2
(1) 目的及び基本理念	2
(2) めざすべき社会	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 基本姿勢	3
①SDGs（持続可能な開発目標）の視点をふまえた取組の推進	3
②新たな生活様式に対応した取組の推進	3
(5) 計画期間	4
(6) 計画概念図	5
3 計画策定の背景	6
(1) 男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況	6
①国際社会（世界）の動き	6
②国・府の動向	7
③堺市の取組	8
(2) 堺市の現状と課題	9
①人口・世帯の状況	9
②女性の就業状況	11
③性別役割分担意識の状況について	12
④ジェンダーに起因する暴力について	13
⑤現状から把握した課題	16
第2章 旧プラン・計画の取組の成果と課題	17
1 第4期さかい男女共同参画プラン（改定）における成果と課題	17
(1) 基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	17
(2) 基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	18
(3) 基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進	19
(4) 基本課題4 地域における男女共同参画の推進	20
(5) 基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出	21
2 第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）における成果と課題	22
第3章 施策の基本方針	23
1 計画の施策体系	23
2 指標	24

3 施策の基本的方向	26
基本方針 1 女性の参画拡大と活躍の推進 «女性活躍推進計画»	26
(1) 意思決定過程への女性の参画促進	27
(2) 女性の活躍を支える環境の整備	27
(3) 女性の就業機会の拡大	28
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	29
基本方針 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	31
(1) 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進	32
(2) 男性の意識改革の推進	32
(3) 広報・啓発による理解の促進	33
基本方針 3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現	34
(1) 生涯にわたる健康支援	36
(2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援	36
(3) 男性にとっての男女共同参画	37
(4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の 尊重と理解の促進・支援	38
(5) 地域活動における男女共同参画の推進	38
(6) 防災における男女共同参画の推進	39
基本方針 4 暴力の根絶と被害者支援 «(1)～(4)DV防止基本計画»	40
(1) 暴力を許さない意識の醸成	41
(2) 相談体制の整備及び連携体制の構築	42
(3) 被害者の安全確保の徹底	43
(4) 被害者の自立支援と生活支援	43
(5) 子どもへの虐待防止	45
(6) セクシュアル・ハラスメントの防止	45
(7) 性暴力対策の推進（セーフシティさかいの推進）	45
5 計画の推進	46
(1) 管理手法	47
(2) 推進体制	47

参考資料

堺市男女平等推進審議会審議経過	49
堺市男女平等推進審議会委員名簿	50
パブリックコメントの結果について	51
用語解説	52
条例・規則・法律・条約	58
男女共同参画に関する国内外の動き	89

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の経緯 ～男女共同参画社会の実現にむけて～

堺市では、2002 年（平成 14 年）3 月に大阪府内初の「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。この条例の理念に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、さまざまな取組を実施してきました。また DV 防止基本計画を策定し、男女共同参画社会*の実現及び DV*の防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進してきました。しかしながら、男女共同参画社会*の実現には依然として多くの課題が存在しています。

「第 4 期さかい男女共同参画プラン（改定）」が 2022 年（令和 4 年）3 月に計画期間満了となることから、同プランの成果や課題、社会情勢の変化等をふまえた施策のさらなる推進を図るため、「第 5 期さかい男女共同参画プラン」（以下、「第 5 期プラン」）を策定します。

第 5 期プランの策定にあたっては、DV*が発生する原因の一つにジェンダー*に基づく問題があり、男女共同参画社会*の実現にとっても最大の課題となっていることをふまえ、さかい男女共同参画プランと DV 防止基本計画を統合し、一体的に課題把握や事業評価を行い、効果的かつ迅速に施策を展開していきます。

【計画策定の経過】

2012 年（平成 24 年）3 月 「第 4 期さかい男女共同参画プラン」策定

2017 年（平成 29 年）3 月 「第 4 期さかい男女共同参画プラン（改定）」策定

2018 年（平成 30 年）3 月 「第 2 次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV 防止基本計画）」策定

2. 計画の基本的な考え方

(1) 目的及び基本理念

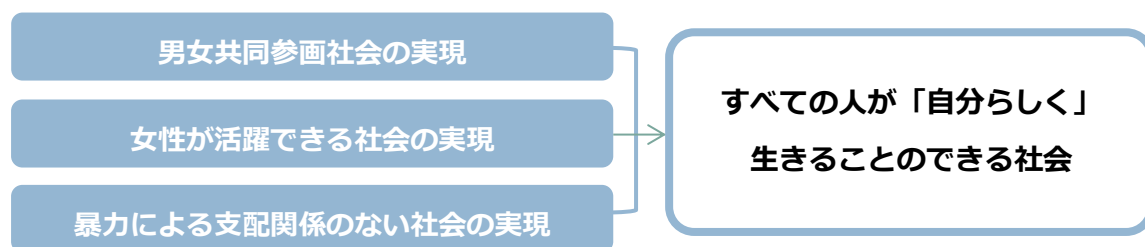
この計画は、これまでの固定化された性別の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会*の実現を目的とし、条例に規定する 7 つの基本理念に基づくものです。

7 つの基本理念（「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」から要約）

- ①個人の人権の尊重
- ②社会における制度・慣行の見直し
- ③政策等の立案・決定への対等な参画
- ④家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権の配慮
- ⑦国際社会との協調

(2) めざすべき社会

この計画は、女性が活躍でき、暴力による支配関係のない、男女共同参画社会*を実現し、すべての人が自分らしく生きることのできる社会をめざします。



(3) 計画の位置づけ

本計画は、条例第 10 条に定める「男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」*）第 2 条の 3 第 3 項に定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。「男女共同参画社会基本法*」第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」にあたります。

また、本市の都市経営の基本計画である「堺市基本計画 2025」、2021 年（令和 3 年）2 月に計画全体をゼロベースで見直して新たに策定した「堺市 SDGs 未来都市計画」を上位計画とし、他の行政計画とも連携し、行政のさまざまな分野の施策等を、男女共同参画の視点をもって進めるための指標となる総合的な計画です。

さらに、本計画の第 3 章「施策の基本方針」のうち、基本方針 1「女性の参画拡大と活躍の推進」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（以下、「女性活躍推進法*」という。）第 6 条第 2 項に定められている「市町村推進計画」とします。

(4) 基本姿勢

①SDGs（持続可能な開発目標）*の視点をふまえた取組の推進

2015年（平成27年）9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）*を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない社会」をめざし、国際社会が一致して取組を進めています。SDGs*の目標5には、「ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント」が位置付けられ、ジェンダー平等*は世界共通の課題となっています。ジェンダー平等*に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れながら、男女共同参画施策を推進していきます。

また、男女共同参画施策の推進にあたっては、SDGs*の視点を包括的に取り入れ、ジェンダー平等*及びジェンダーの視点*をすべての施策に反映（ジェンダー主流化*）し、市民や団体、地域、事業者など様々な担い手と連携しながら、男女共同参画社会*の実現をめざします。



②新たな生活様式に対応した取組の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、生命や生活、経済、社会をはじめ、行動や意識・価値観まで大きな影響を及ぼしました。DV*や性暴力被害の増加・深刻化や女性の雇用・所得への影響など、女性への深刻な影響がみられた一方で、オンライン活用の拡大により、テレワーク*や在宅勤務など場所の制約を受けない柔軟な働き方が進んだことで、男性の家事・育児・介護への参加を促す好機となりました。新型コロナウイルス感染症拡大により明らかになった性別によるニーズの違い等を踏まえ、社会情勢の変化にあわせた取組を行います。

(5) 計画期間

2022 年度（令和 4 年度）～2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間

男女共同参画シンボルマーク(内閣府)

男女がともに活躍できる社会へ

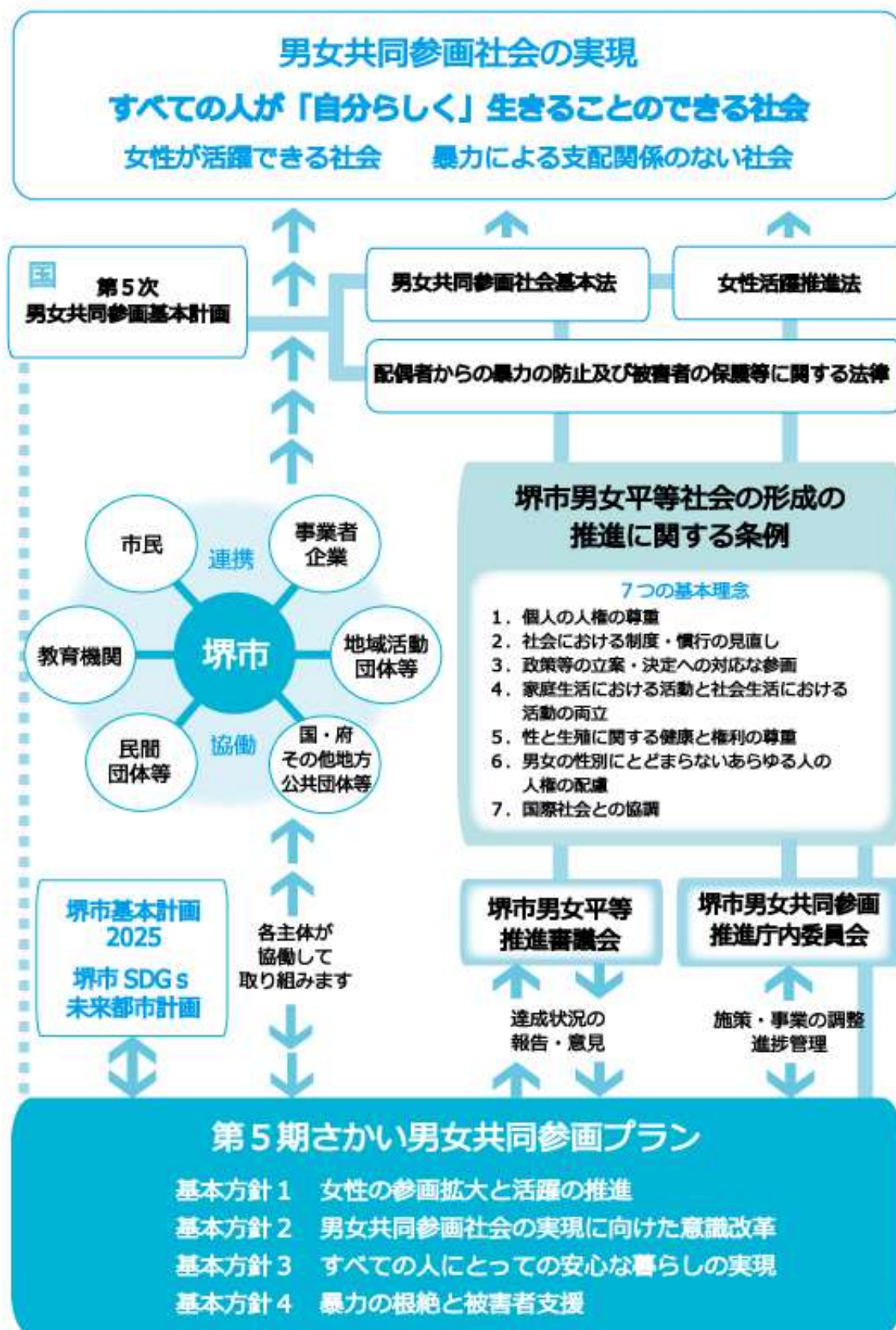


内閣府
男女共同
参画局

平成 21 年 4 月にできた男女共同参画シンボルマークが、取組をさらに加速するよう、令和 3 年にリニューアルされました。

女性も男性もそれぞれの意欲に応じて、あらゆる分野で自らの希望と夢に向かって活動ができる社会、ひとりひとりが豊かな人生を過ごせる社会の実現。男女が手を取り合って共に活躍している社会をイメージし、二つの円がつながるようなデザインになりました。

(6) 計画概念図



3. 計画策定の背景

(1) 男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況

①国際社会（世界）の動き

国連は 1972 年（昭和 47 年）の総会において、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に掲げて女性の地位向上のために世界的行動をとることを宣言しました。その後、男女共同参画の取組は、国際的協調のもと世界的に行われています。

1995 年（平成 7 年）到北京で開催された第 4 回世界女性会議においては、ジェンダー平等をめざす取組の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、5 年ごとに世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。2011 年（平成 23 年）には、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合・強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワメント、女性・女兒に対する暴力の根絶などが重点分野として取り組まれています。2015 年（平成 27 年）には、「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、17 の目標が示されました。この中の目標 5「ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女兒のエンパワメント」は、すべての SDGs を達成するために不可欠であるとして、国際的な取組の加速化が図られています。

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関して、主要国首脳会議（G7）やアジア太平洋経済協力会議（APEC）等においても継続的に取り上げられています。2019 年（令和元年）にフランスで G7 男女共同参画担当大臣会合が開催され、政治宣言である「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられました。同年 6 月の G20 大阪首脳宣言では、女性のエンパワメントに関する項目が盛り込まれ、9 月の APEC 女性と経済フォーラム（チリ）では、2030 年（令和 12 年）までの努力目標を定めた「女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ」が取りまとめられました。

2020 年（令和 2 年）は、「北京宣言・行動綱領」が採択されて 25 周年（北京+25）、UN Women 設立 10 年などの節目の年でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界規模で大きな影響がありました。同年 4 月の国連事務総長声明では、女性に対する暴力の防止と救済を重要項目とし、女性・女兒をコロナ対応の中心に据えるよう要請が行われました。同年 9 月には、「新型コロナウイルス感染症の女性への影響と取組」をテーマに女性と経済フォーラムが行われ、「APEC 女性と経済フォーラム 2020 声明」が採択され、女性を新型コロナウイルス対応の取組の中心に置くことが宣言されました。

このように男女共同参画社会の実現は国際社会における共通課題として位置づけられ、さまざまな取組が進められていますが、日本における男女共同参画の推進は大きく後れをとっています。2021 年（令和 3 年）に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギ

ャップ指数（GGI）では、日本は 156 か国中 120 位と低い順位となっており、日本では特に政治分野と経済分野への女性の参画が課題となっています。

②国・府の動向

国では、1977 年（昭和 52 年）に初の「国内行動計画」を策定し、国際的な動きを受けて、総合的、体系的な取組を進めてきました。

1985 年（昭和 60 年）に「女性（女子）差別撤廃条約」を批准、1996 年（平成 8 年）には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。1999 年（平成 11 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、それに基づく「男女共同参画基本計画」の策定を行い、施策の総合的、計画的な推進を図ってきました。

2014 年（平成 26 年）に、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、2015 年（平成 27 年）に働く女性の活躍のための環境整備をめざす「女性活躍推進法」が成立しました。2018 年（平成 30 年）に、選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざす「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」、2019 年（平成 31 年）4 月に働く人々の労働環境を見直す「働き方改革関連法」の施行、同年 6 月に女性が働きやすい職場環境のさらなる整備の推進のために「女性活躍推進法」の改正等が行われました。

2020 年（令和 2 年）4 月には、配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充として、「DV 相談+（プラス）」の開設、5 月には地方公共団体が災害対応にあたり取り組むべき事項をまとめた『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』の作成、6 月には「性犯罪・性暴力被害対策の強化の方針」が決定されました。9 月には、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会が開催され、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う性別による影響やニーズの違いなどについて検討が進められています。同年 12 月には、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参加」、「性別にとらわれることなく、自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」の 2 つに要約された「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」が策定されました。

大阪府では、男女共同参画社会基本法により、都道府県男女共同参画計画の策定が法制化される以前から、府独自に計画を策定し、以後、見直しを重ねながら取組を進めてきました。2021 年（令和 3 年）3 月に、男女共同参画社会の実現の根幹となる「性別役割分担意識の解消にむけた意識改革」、あらゆる取組におけるジェンダー視点を確保するための「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」の 2 つの視点から「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」が策定されました。

③堺市の取組

堺市では、2002 年（平成 14 年）に大阪府内の市町村で初めて「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、2012 年（平成 24 年）3 月に「第 4 期さかい男女共同参画プラン」、2018 年（平成 30 年）3 月に「第 2 次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。両計画に基づき、男女共同参画施策並びに DV の防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を社会情勢や国の動向をふまえながら総合的に推進してきました。

2014 年（平成 26 年）には、UN Women が世界の各都市に呼びかけた「セーフシティーズ・グローバル・イニシアティブ（女性と女兒への暴力のないセーフシティ世界計画）」に国内では唯一参加を表明し、女性や子どもにとって安全・安心な都市をめざす「堺セーフシティ・プログラム」に取り組みました。2020 年度（令和 2 年度）からは活動名称を「セーフシティさかい」と改め、女性や子どもをはじめ、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現に向けて、取組を推進しています。

女性の活躍推進に関する取組として、2019 年（令和元年）8 月に堺市長が、内閣府が支援する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同しました。また、2021 年（令和 3 年）4 月には、「女性活躍推進チーム」を設置し、女性従業者獲得や、女性リーダーの育成等の課題解決に官民連携して取り組んでいます。

ジェンダーギャップ指数（GGI）

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を測る指数で、①経済分野（労働力率、管理職に占める比率、同一労働における賃金の男女格差等）、②教育分野（識字率、初等・中等・高等教育の就学率の男女比等）、③保健分野（出生児性比、健康寿命の男女比等）、④政治分野（国会議員や閣僚の男女比等）の 4 分野から測定している。

ジェンダーギャップ指数の他に男女共同参画に関する国際的な指標としては、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを表す「ジェンダー不平等指数」（162 か国中 24 位）や、人間開発の 3 つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における男女格差を測定した「ジェンダー開発指数」（167 か国中 55 位）等がある（いずれも 2020 年（令和 2 年）12 月 15 日発表）。

(2) 堺市の現状と課題

①人口・世帯の状況

■人口減少と高齢化の進行

2015 年（平成 27 年）以降、人口は少しずつ減少を続け、人口を年齢区分別でみると、15-64 歳の生産年齢人口の割合は減少している一方で、65 歳以上の老年人口の割合は増加しており、高齢化が進んでいます。

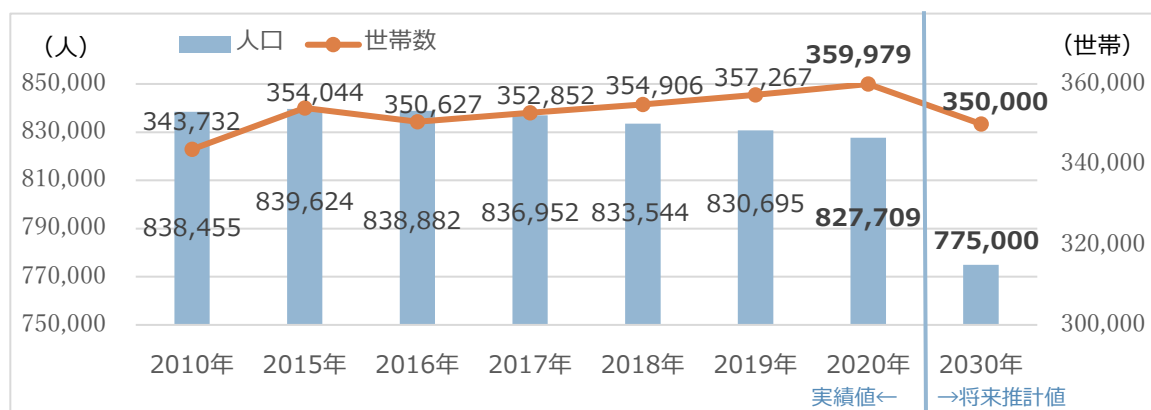


図1 堺市の人口・世帯数の推移（堺市）

資料：国勢調査（総務省）、2030 年の将来推計は独自推計

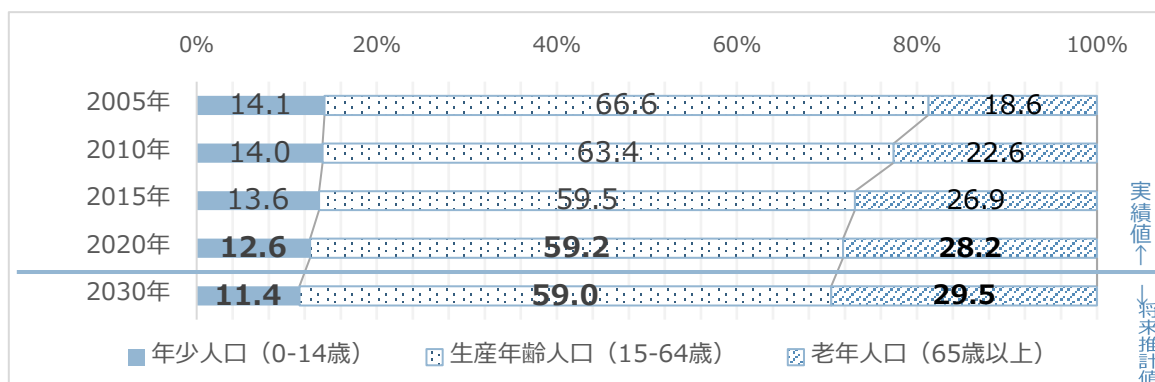


図2 年齢3区分の構成比（堺市）

資料：国勢調査（総務省）、2030 年の将来推計は独自推計

■単独世帯・ひとり親世帯の増加

単独世帯の数も割合も増加しています。夫婦のみ、夫婦と子どもからなる核家族世帯の数は増えていますが、割合は減少しています。一方で、ひとり親世帯*は、母子家庭、父子家庭ともに世帯数が増えており、特に、母子家庭は世帯数も割合も増加傾向にあります。

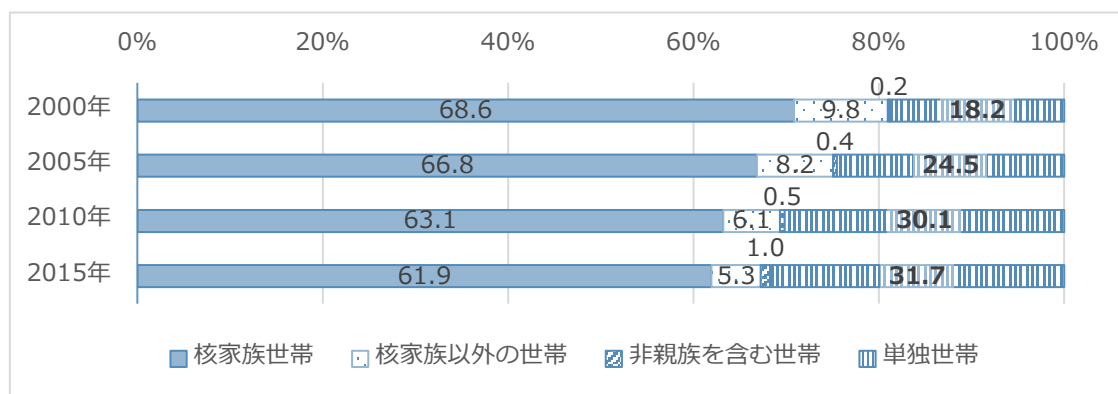


図3 家族累計別世帯数割合の推移（堺市）

資料：国勢調査（総務省）

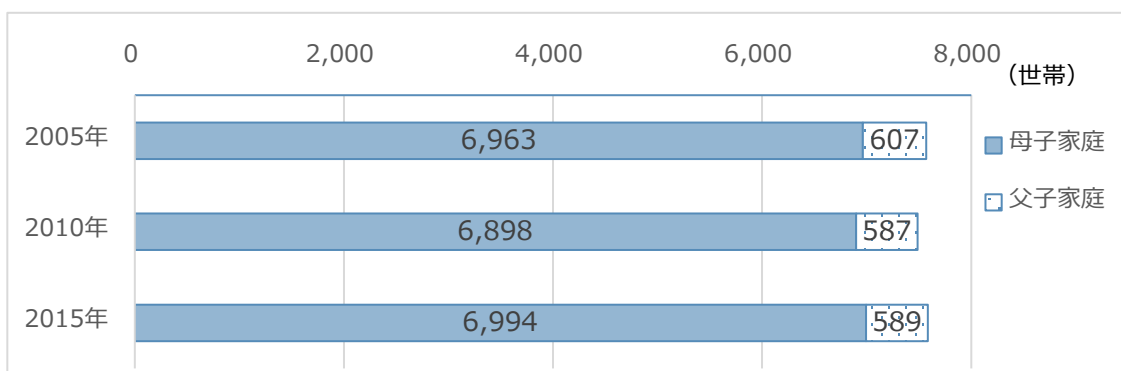


図4 ひとり親世帯数の推移（堺市）

資料：国勢調査（総務省）

* R3.11月に2020年国勢調査の市町村別統計が出る予定。公開後、最新値を反映。

②女性の就業状況

女性の年齢階級別労働力率*は M 字カーブを描いていますが、2010 年（平成 22 年）から 2015 年（平成 27 年）を比較すると、底は上昇しており、働く女性は増加しています。しかし、雇用形態別の男女割合をみると、正規雇用労働者の 65.2%が男性で、非正規雇用労働者の 68.2%が女性と差があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大は、女性の非正規雇用労働者に大きな影響がありました。国の調査では、女性の非正規雇用労働者は男性と比べると減少幅が大きく、シングルマザーの失業率が上昇しています。

また、女性の働き方について、「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下、「市民意識・実態調査」）によると、結婚や出産にかかわらず就業継続を希望しながらも、希望通りに実現できた女性は希望するする人の割合より低くなっています。

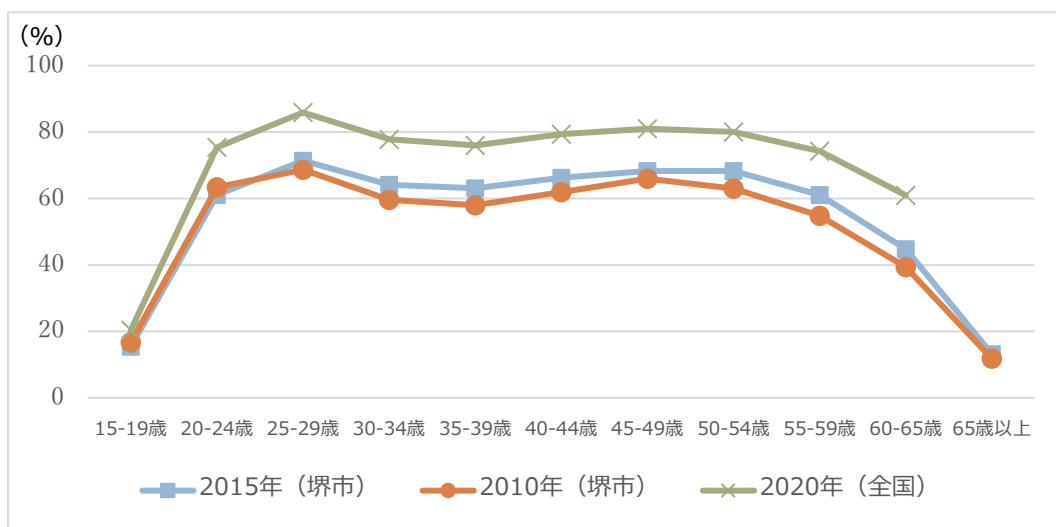


図5 女性の労働力率（年代別、堺市、全国）

資料：国勢調査（総務省）

* R3.11 月に 2020 年国勢調査の市町村別統計が出る予定。公開後、最新値を反映。

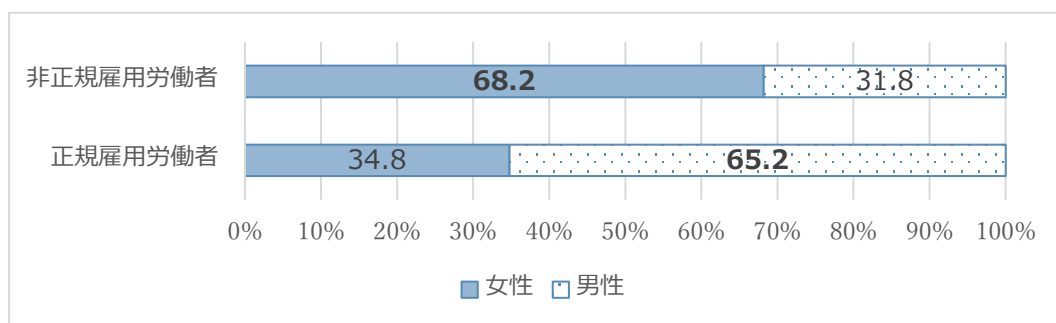


図6 雇用形態別の男女割合（堺市）

資料：就業構造基本調査（総務省）平成 29 年度

③性別役割分担意識*の状況について

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と感じる人の割合は、男女ともに増加し、5割を超えています。男女ともに、性別役割分担意識*が、解消傾向にあることがわかります。大阪府の調査、全国調査の最新値と比べると、大阪府調査は40.9%（令和元年）、全国調査は39.4%（令和元年）となっており、堺市の男性は、大阪府、全国の男性と比べると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と感じる人の割合が、わずかに高くなっています。

新型コロナウイルス感染症の感染対策による休校や休業、テレワーク*などに伴い、男性の家事・育児・介護への参加を促す好機となる一方で、家事・育児・介護の負担が女性に偏りがちになるなどの現象もあります。

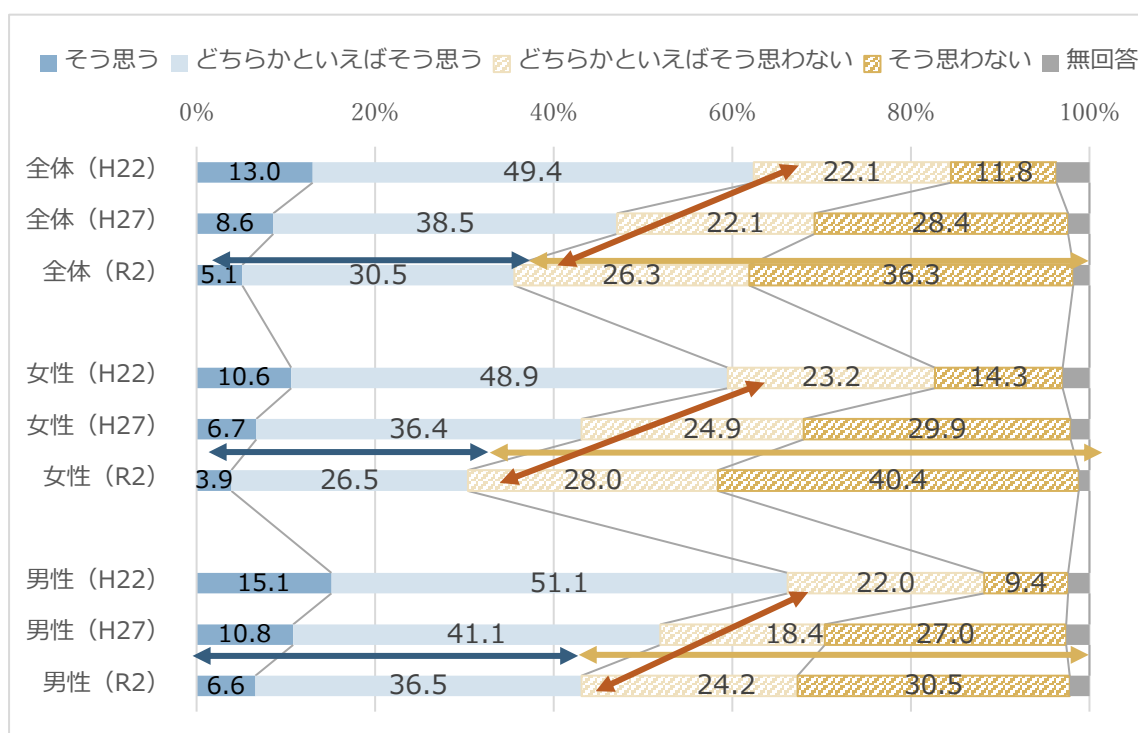


図7「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方について（堺市）

資料：堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成22年・平成27年・令和2年）

④ジェンダーに起因する暴力について

■DV等の被害の状況

平成 28 年調査と比べると、DV 被害経験は男女ともに減少していますが、デート DV 被害経験は男女ともに増加しています。

新型コロナウイルス感染拡大によるステイホームや在宅ワーク、学校休校等の影響により、経済的 DV や精神的 DV、性暴力などの被害が増加・深刻化し、配偶者暴力防止センター*や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターへの相談が全国的に増加しました。オンライン化が進み、SNS*などのコミュニケーションツールのさらなる広がりに伴い、暴力も一層多様化しています。

「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下、「市民意識・実態調査」）からは、DV 被害によるダメージや影響は男性に比べて女性の方が大きくなっています。DV 被害者女性が加害者である夫と別れなかった理由として、「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから」「経済的な不安があったから」と答えた人の割合が高く、別れようとしても別れられない実態がうかがえます。

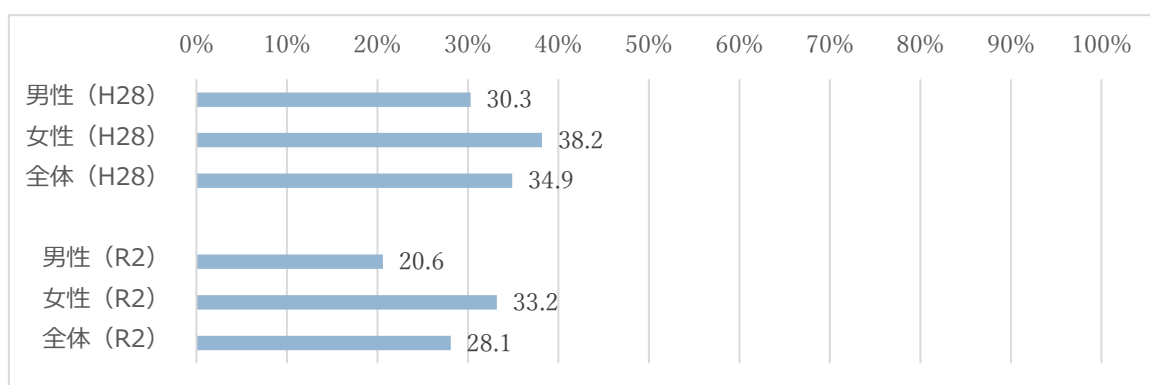


図 8 配偶者・パートナーから受けた DV 被害経験（堺市）

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）
堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

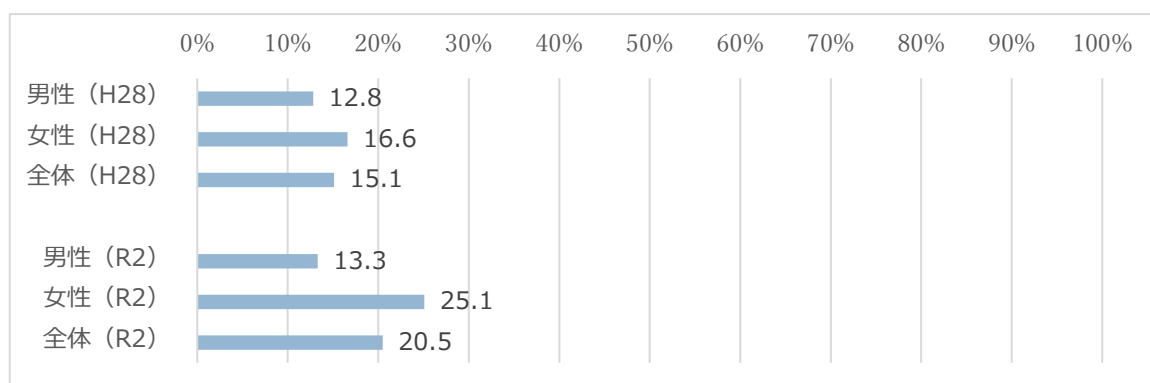


図 9 デート DV*被害経験（堺市）

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）
堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

■DV・デートDVの被害を受けたときの対応

平成 28 年調査と比べると、DV 被害を受けた時に「相談した」割合について、女性は増加していますが、男性はわずかに減少しています。デート DV 被害を受けた時に「相談した割合」は男女ともに減少しています。DV 被害・デート DV 被害時に相談できる窓口を知っている人の割合は男女ともに減少しています。

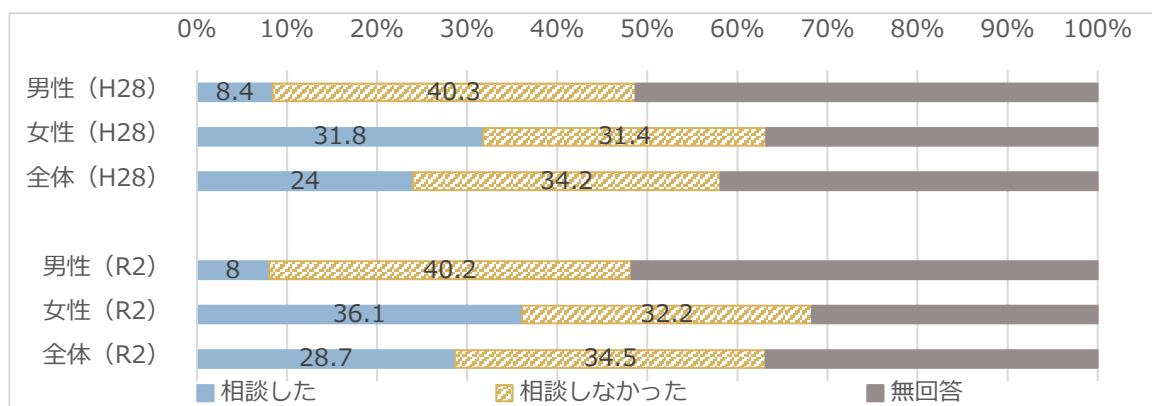


図 10 配偶者からのDV被害を受けたときの相談の有無（堺市）

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）

堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

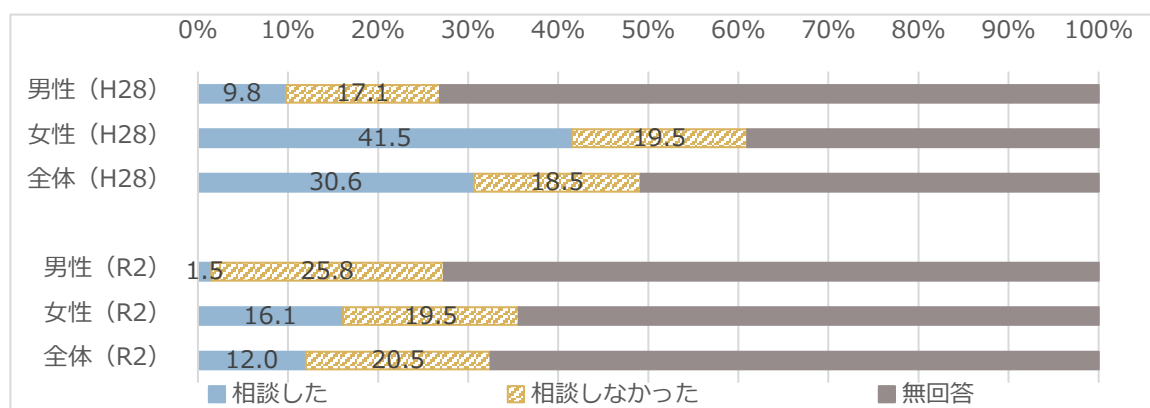


図 11 交際相手からのデートDV被害を受けたときの相談の有無（堺市）

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）

堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

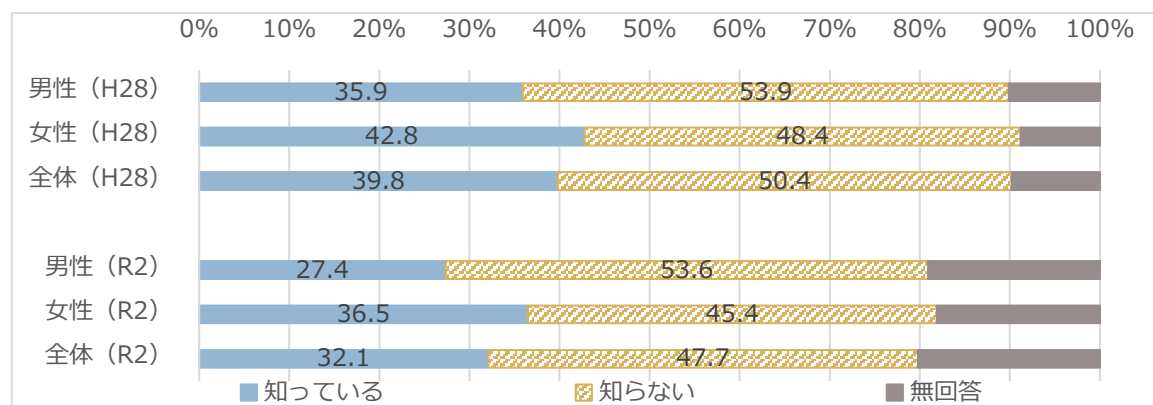


図 12 DV・デートDVについての相談窓口について

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）

堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

■夫婦間における暴力（DV）についての認識度

夫婦間における暴力の認識について、平成 28 年調査と比べると、「何を言っても長時間無視し続ける」は 4.5 ポイントのマイナス、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」は 2.0 ポイントのプラスとなっています。

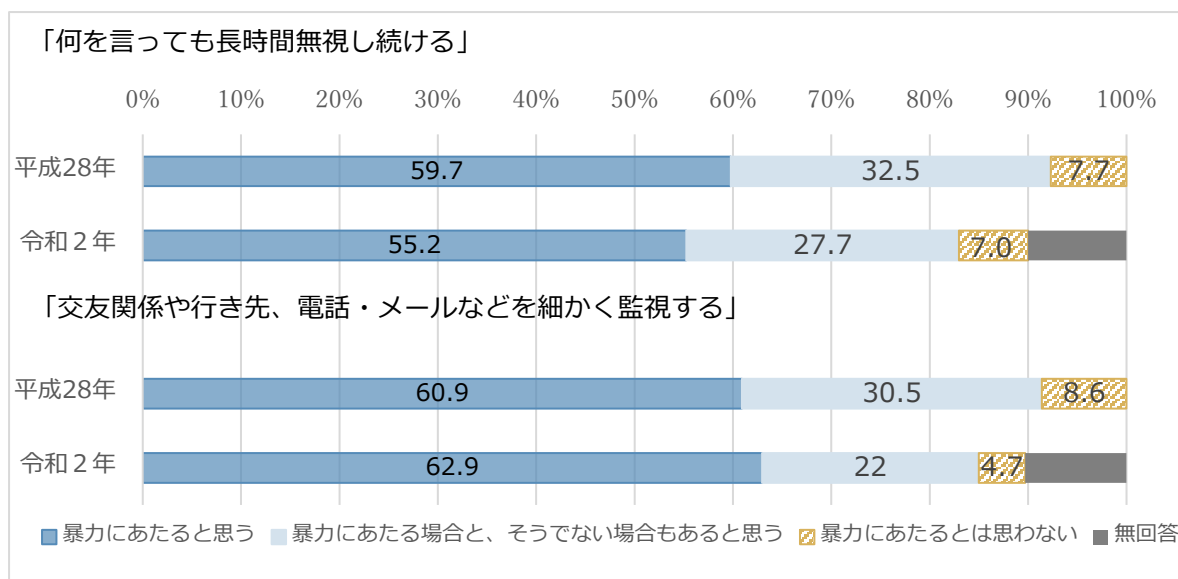


図 13 夫婦間における暴力（DV）についての認識

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）

堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

■交際相手からの暴力（デート DV）についての認識度

結婚していない交際中の男女間における暴力である「デート DV*」の認識について、平成 28 年調査と比べると、「知っている（あることもその内容も知っている） + （あることは知っていたが、内容はよくわからない）」と回答した人の割合は、男女ともに増えています。

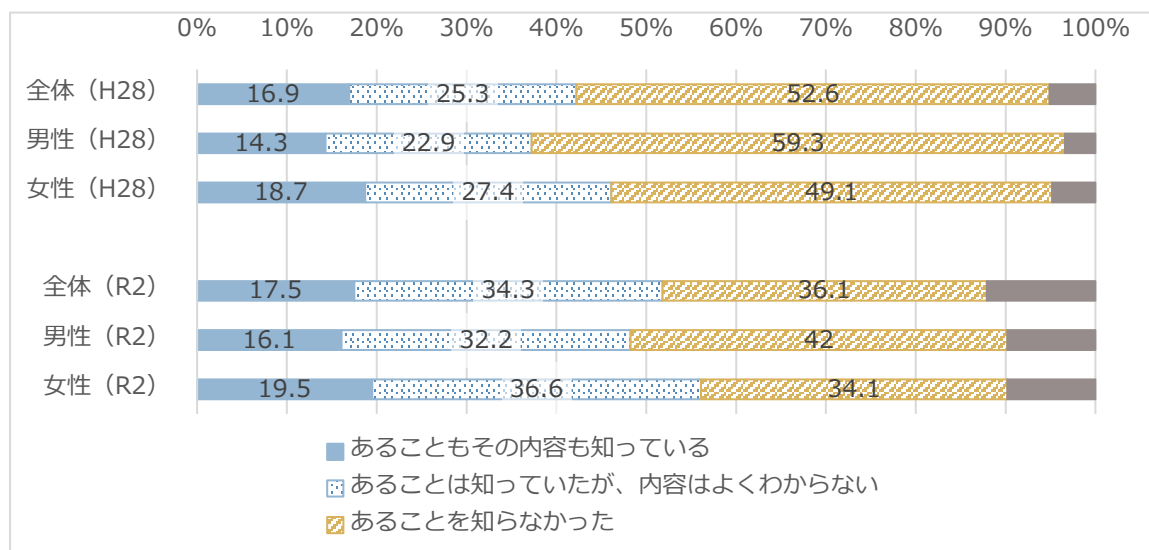


図 14 交際相手からの暴力（デート DV）についての認識（堺市）

資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成 28 年）

堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和 2 年）

⑤現状から把握した課題

■男女が対等に活躍できる環境の整備

家庭、地域、職場等で男女が対等に活躍できる社会の実現に向けて、職場環境の整備、職業生活と家庭生活の両立、子育て支援等の取組を進めていく必要があります。

■性別による役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つである性別役割分担意識等について、解消に向けた啓発や教育に取り組む必要があります。

■安心した暮らしに向けた対応

すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、生活上の困難を抱えた人々への支援や、地域活動における男女共同参画の推進や男女共同参画の視点を取り入れた防災対策等に取り組む必要があります。

■DV等の暴力根絶に向けた対応

DVや性暴力、性別等に基づくハラスメントなど、ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて、相談体制の整備・周知、被害者への生活支援、暴力に対する正しい知識を身に付けるための教育・啓発等の取組を進めていく必要があります。

第2章 旧プラン・計画の取組の成果と課題

1. 第4期さかい男女共同参画プラン（改定）における成果と課題

（1）基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成 24 年 3 月)	最新値	目標 (令和 3 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度		20.3% (平成 22 年 11 月)	32.1% (令和 2 年 7 月)	50%以上
「年齢や性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合（「そう思う」「ある程度そう思う」の計）（※1）		27.1% (平成 22 年 7 月)	31.2% (令和 2 年 2 月)	70%
【重点】市の男性職員育児休業取得率		3.4% (平成 22 年度)	34.6% (令和 2 年度)	13%
男性の家事に関わる平均時間/6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日/1 日当たり）（※2）	家事	0 時間 48 分 (平成 22 年 11 月)	1 日あたりの家事時間が「30 分未満」（最多回答）※「なし（0 分）」は除く 25.4% (令和 2 年 7 月)	2 時間 30 分 (※2)
	育児	1 時間 10 分 (平成 22 年 11 月)	1 日あたりの育児時間が「1 時間～2 時間未満」（最多回答） 27.3% (令和 2 年 7 月)	

重点項目の一つである「市の男性職員育児休業取得率」はこれまで毎年増減を繰り返しながらも令和 2 年度には大きく上昇し、目標を達成することができました。これは男性職員の意識の向上や、育児休暇を取得しやすい職場環境の醸成が進んだことによるものと考えられます。今後とも男性の育児休業のさらなる取得に向けた取組を推進していきます。

一方で、「ワーク・ライフ・バランス*」という言葉の認知度に大きな向上は見られず、男性の家事・育児時間も短い現状があり、意識改革や働き方の見直し等の取組を推進していく必要があります。

（※1）令和元年度の堺市市民意識調査では、「年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」に質問内容が変更されました。

（※2）平成 28 年実施の市民意識・実態調査では、家事・育児に費やす時間を分単位まで任意で記入してもらう項目としていましたが、未回答が多かったことから、令和 2 年実施の市民意識・実態調査では、単位での選択式に質問を変更したため、単純比較が困難となっています。

(2) 基本課題 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成 24 年 3 月)	最新値	目標 (令和 3 年度)
配偶者暴力防止法（DV 防止法）の認知度		50.6% (平成 22 年 11 月)	78.5% (令和 2 年 7 月)	100%
子宮がん検診・乳がん検診の受診率 (計画策定時には、堺市民全体でのがん検診の受診率データを保有していなかったため、堺市が実施しているがん検診の受診率を参考値として記載。平成 22 年度はアンケート人口より算出、令和 2 年度は推計人口より算出。)	子宮がん	【参考値】 25.1% (平成 22 年度)	25.5% (令和 2 年度)	50%
	乳がん	【参考値】 17.4% (平成 22 年度)	19.4% (令和 2 年度)	
子ども虐待に気づいたら通報するよう心がけている市民の割合（「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」の計）（※3）		39.2% (平成 22 年 7 月)	72.0% (平成 28 年 7 月)	100%

DV 防止法*の認知度は上昇が見られますが、目標達成には至っておらず、引き続き DV*に対する正しい知識と理解の周知・啓発が必要です。

子宮がん検診・乳がん検診の受診率は向上していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け令和 2 年度に低下しており、引き続き様々な健康支援の実施や啓発をはじめ、すべての人が安心して暮らせるための取組を推進していく必要があります。

（※3）令和元年度実施の堺市市民意識調査では、当該質問が削除されました。

(3) 基本課題 3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成 24 年 3 月)	最新値	目標 (令和 3 年度)
女の子・男の子に対する期待格差	自立できる経済力 (「必ず身につけるべき」と回答した割合の男女差)	男女格差 49.6 ポイント 女の子 37.8% 男の子 87.4% (平成 22 年 11 月)	男女格差 36.6 ポイント 女の子 45.2% 男の子 81.8% (令和 2 年 7 月)	女の子・男の子に対する高位の期待値に合わせ格差解消する
	家事・育児の能力 (「必ず身につけるべき」と回答した割合の男女差)	男女格差 43.5 ポイント 女の子 63.2% 男の子 19.7% (平成 22 年 11 月)	男女格差 24.8 ポイント 女の子 53.1% 男の子 28.3% (令和 2 年 7 月)	
	受けさせたい教育の程度 (大学・大学院を希望する割合の男女差)	男女格差 24.0 ポイント 女の子 54.2% 男の子 78.2% (平成 22 年 11 月)	男女格差 15.8 ポイント 女の子 66.3% 男の子 82.1% (令和 2 年 7 月)	
【重点】市の男性職員育児休業取得率（再掲）		3.4% (平成 22 年度)	34.6% (令和 2 年度)	13%
男性の家事に関わる平均時間/6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日/1 日当たり）（再掲）（※2）	家事	0 時間 48 分 (平成 22 年 11 月)	1 日あたりの家事時間が「30 分未満」（最多回答 ※「なし（0 分）」は除く） 25.4% (令和 2 年 7 月)	2 時間 30 分 (※2)
	育児	1 時間 10 分 (平成 22 年 11 月)	1 日あたりの育児時間が「1 時間～2 時間未満」（最多回答） 27.3% (令和 2 年 7 月)	

女の子・男の子に対する期待格差はいずれの項目においても、解消されておらず、男女がともにジェンダー*にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択していけるよう、さらなる教育や啓発を推進する必要があります。

(4) 基本課題 4 地域における男女共同参画の推進

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成 24 年 3 月)	最新値	目標 (令和 3 年度)
「男女共同参画交流の広場」の認知度	女性	9.7% (平成 22 年 11 月)	7.8% (令和 2 年 7 月)	女性・男性 それぞれ 50%以上
	男性	11.0% (平成 22 年 11 月)	6.8% (令和 2 年 7 月)	
NPO やボランティア等の活動への 参加状況・参加意向（「参加したことがある・今後も参加したい」と答えた人の割合）	女性	12.3% (平成 22 年 11 月)	12.8% (令和 2 年 7 月)	女性・男性 それぞれ 30%以上
	男性	10.7% (平成 22 年 11 月)	7.5% (令和 2 年 7 月)	
地域の住みやす さの評価 (※4)	「夜道でも安心して歩くことができる」	19.3% (平成 22 年 11 月)	52.7% (令和 2 年 7 月)	90%
	「小さな子どもを連れて出かけやすい」	40.2% (平成 22 年 11 月)	66.6% (令和 2 年 7 月)	90%
	「高齢者が出かけやすい」	35.0% (平成 22 年 11 月)	69.7% (令和 2 年 7 月)	90%

「男女共同参画交流の広場」の認知度、男性の NPO*やボランティア等の活動への参加状況・参加意向は策定時より減少しており、地域活動に関する情報発信や参画促進に向けた取組を強化する必要があります。

令和 2 年実施の市民意識・実態調査の結果では、他の地域活動に比べて防災活動に高い関心を集めていることから、防災活動を契機とした地域活動の参画促進を推進していきます。

(※4)「小さな子どもを連れて出かけやすい」の項目について、市民意識・実態調査（令和 2 年 7 月実施）では「安心して子どもが外出や外遊びをすることができる」、「高齢者が出かけやすい」の項目については「高齢者が安心して歩くことができる」にそれぞれ質問項目が変更になっています。

(5) 基本課題 5 男女共同参画による都市魅力の創出

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成 24 年 3 月)	最新値	目標 (令和 3 年度)
男女共同参画社会基本法の認知度		26.0% (平成 22 年 11 月)	30.7% (令和 2 年 7 月)	100%
女性（女子）差別撤廃条約の認知度		13.4% (平成 22 年 11 月)	17.1% (令和 2 年 7 月)	50%以上
「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合 （「反対」「どちらかといえば反対」の計）	女性	37.5% (平成 22 年 11 月)	68.4% (令和 2 年 7 月)	女性・男性 それぞれ 90%
	男性	31.4% (平成 22 年 11 月)	54.7% (令和 2 年 7 月)	
男女の地位が「平等である」と考える人の割合	政治	女性	12.6% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 90%
		男性	26.3% (平成 22 年 11 月)	
	職場	女性	14.9% (平成 22 年 11 月)	
		男性	25.2% (平成 22 年 11 月)	
	家庭	女性	25.8% (平成 22 年 11 月)	
		男性	38.6% (平成 22 年 11 月)	
【重点】市の審議会等委員の女性比率		33.4% (平成 23 年 4 月)	41.9% (令和 3 年 7 月)	40%以上 60%以下
市の管理職の女性比率（※教職員を除く）		8.7% (平成 23 年 4 月)	16.0% (令和 3 年 4 月)	15%
市教職員管理職の女性比率		17.3% (平成 23 年 4 月)	25.4% (令和 3 年 5 月)	25%

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合が上昇していますが、目標達成には至っていません。また、男女の地位が「平等である」と考える人の割合は政治分野では策定時より減少する等、各場面における不平等感は解消されておらず、さらに取組を推進する必要があります。

重点項目の一つである市の審議会等委員の女性比率は、積極的に女性委員の登用を推進したことで目標を達成することができました。今後も審議会等への女性の参画促進をさらに推進していきます。

市職員、市教職員の管理職の女性比率はともに目標を達成しましたが、引き続きさらなる女性の登用促進を推進していきます。

2. 第 2 次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画における成果と課題

- 基本方針 1 DV を許さない意識づくりの推進
- 基本方針 2 安心して相談できる体制の整備
- 基本方針 3 被害者の安全確保の徹底
- 基本方針 4 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 基本方針 5 推進体制の充実

数値目標に対する達成状況

数値目標			
項目	策定時 (平成 28 年度)	最新値 (令和 2 年度)	目標 (令和 4 年度)
夫婦間における 「何を言っても長期間無視し続ける」 「交友関係や行き先、電話・メール などを細かく監視する」 を暴力として認識する市民の割合 (※5)	「何を言っても 長期間無視し続ける」 59.7%	55.2%	100%に 近づける
	「交友関係や行き先、 電話・メールなどを 細かく監視する」 60.9%	62.9%	
結婚していない交際中の男女間等で行われ る暴力行為である「デート DV」という言葉 を知っている市民の割合	42.2%	51.8%	100%に 近づける
DV 被害経験者が「どこ（だれ）にも相談し なかった」とする市民の割合	34.2%	34.5%	半減させる
「堺市配偶者暴力相談支援センター」の 周知度	22.4%	32.4%	70%以上

第 2 次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV 防止基本計画）では、5 つの基本方針を定め、4 つの数値目標を設定し、計画を推進しました。いずれも目標達成には至っておらず、暴力による支配関係のない社会の実現のために、市民に対する DV* についての正しい知識と理解の周知・啓発の強化や、啓発方法の工夫、相談窓口のさらなる周知が必要です。

（※5）市民意識・実態調査（令和 2 年 7 月実施）では夫婦間だけでなく、交際関係における行為も含めた質問に変更になっています。

第3章 施策の基本方針

1. 計画の施策体系

【基本方針】

1. 女性の参画拡大と活躍の推進

「女性活躍推進計画」



【施策の基本的方向性】

- (1) 意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の活躍を支える環境の整備
- (3) 女性の就業機会の拡大
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 育児・子育て・介護支援の充実

2. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

意識改革



- (1) 子どもの頃からジェンダー平等教育の推進
- (2) 男性の意識改革の推進
- (3) 広報・啓発による理解の促進

3. すべての人にとっての安心な暮らしの実現

暮らしの実現



- (1) 生涯にわたる健康支援
- (2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援
- (3) 男性にとっての男女共同参画
- (4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援
- (5) 地域活動における男女共同参画の推進
- (6) 防災における男女共同参画の推進

4. 暴力の根絶と被害者支援

「(1)～(4)はDV防止基本計画」



- (1) 暴力を許さない意識の醸成
- (2) 相談体制の整備及び連携体制の構築
- (3) 被害者の安全確保の徹底
- (4) 被害者の自立支援と生活支援
- (5) 子どもへの虐待防止
- (6) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (7) 性暴力対策の推進
(セーフシティさかいの推進)

2. 指標

4つの基本方針について、達成状況を測る指標として KPI（重要業績評価指標）*を設定し、目標値の達成に向けて施策を推進します。また、目標値は設定しないものの、施策の推進状況の参考となるモニタリング指標*を設定します。

基本方針	指標	区分	現状値		目標値 (令和8年度)
1. 女性の参画拡大と活躍の推進	市の審議会等委員の女性比率	KPI	41.9% (令和3年7月)		45%
	(新) 女性委員比率が40%以上の審議会の数の割合	KPI	65.1% (令和3年7月)		80%
	市の管理職の女性比率 (※教職員を除く)	KPI	16.0% (令和3年4月)		※6
	市の教職員管理職の女性比率	KPI	25.4% (令和3年5月)		35%以上
	女性の就業率(※6)	KPI	49.8% (令和元年度)		55% (令和7年度)
	市の男性職員育児休業取得率	KPI	34.6% (令和2年度)		※6
2. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(再掲) 市の男性職員育児休業取得率	KPI	34.6% (令和2年度)		※6
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合	KPI	女性	68.4% (令和2年7月)	80%
			男性	54.7% (令和2年7月)	80%
	「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合（「そう思う」、「ある程度そう思う」の計） (※7)	KPI	31.2% (令和元年度)		35% (令和5年度)
3. 安全な暮らしの実現	子宮がん検診・乳がん検診の受診率	KPI	子宮がん	25.5% (令和2年度)	50%
			乳がん	19.4% (令和2年度)	50%
	(新) 自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）	KPI	14.9 (令和元年度)		13.7
	(新) 「防災訓練や講演会など地域での防災活動」に参加したことがある女性の割合	KPI	39.5% (令和2年7月)		45%
	堺市パートナーシップ宣誓制度 申請件数	モニタリング	28件（累計） (令和元年度～令和2年度)		—

(※6)「特定事業主行動計画」における目標値と同様に設定します。

(※7)「堺市基本計画2025」における目標値と同様に設定しています。

(※8)「堺市SDGs未来都市計画」における目標値と同様に設定しています。

基本方針	指標		区分	現状値	目標値 (令和8年度)
4・暴力の根絶と被害者支援	夫婦間や交際関係における「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合		KPI	「何を言っても長時間無視し続ける」55.2% 「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」62.9% (令和2年7月)	「何を言っても長時間無視し続ける」70% 「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」70%
	DV被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする市民の割合		KPI	34.5% (令和2年7月)	20%
	(新) 配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合		KPI	32.1% (令和2年7月)	50%
	(新) 性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）認知件数		KPI	45件 (令和2年)	策定時より減少させる
	堺市におけるDV相談件数	堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」(DV)	モニタリング	90件 (令和2年度)	—
		堺市男女共同参画交流の広場「男性の悩みの相談」(DV)	モニタリング	4件 (うち、被害0件、加害4件)	—
		堺市配偶者暴力相談支援センター	モニタリング	191件 (令和2年度)	—
		堺市女性相談(DV)	モニタリング	1,277件 (令和2年度)	—
		夜間・休日DV電話相談	モニタリング	109件 (令和2年度)	—
		男女共同参画センター相談(DV/子ども虐待)	モニタリング	736件 (令和2年度)	—
	セーフティさかい	お住まいの地域は犯罪が少なく、住みやすいと感じている（「そう思う」、「ある程度そう思う」）人の割合	KPI	80.9% (令和2年7月)	85.0%
		安心して電車や公園等の公共の場を利用できると感じている（「そう思う」、「ある程度そう思う」）人の割合	KPI	82.4% (令和2年7月)	85.0%
		地域の防犯活動により、安心して生活できると感じている（「そう思う」、「ある程度そう思う」）人の割合	KPI	50.0% (令和2年7月)	55.0%

3. 施策の基本的方向

基本方針 1 女性の参画拡大と活躍の推進 ‹‹女性活躍推進計画››



行政、企業、地域などの分野における方針や意思決定の過程に女性が参画することは、企業や地域の課題やニーズの多様化への対応につながり、豊かで活力ある持続可能な社会の実現、すべての人が暮らしやすい社会の実現にもつながります。

働きたい女性、働き続けたい女性が、ライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方を実現できるよう、女性の就労支援、起業支援、企業における女性活躍支援など、女性の活躍を推進します。

女性の活躍を支えるワーク・ライフ・バランス*の推進にむけて、仕事と家事・育児・介護との両立の支援、多様な働き方の推進、男性の育休取得促進など、両立支援のための環境整備を進めます。

▶現状と課題

- ・人口減少の進行に伴い、生産年齢人口が減少する中で、企業における人材不足が顕在化しており、今後、さらなる労働力不足の深刻化が見込まれます。
- ・堺市の女性の就業率は上昇傾向にあり、労働力率*（M字カーブ）も改善傾向にありますが、男性と比べると女性の非正規雇用労働者の割合が高く、雇用の安定や継続など男女格差は小さくありません。
- ・共働き世帯の増加、高齢化の進行により介護による時間制限等を抱える人の増加も見込まれることから、仕事と育児・子育て・介護の両立に向けた環境整備の重要性が高まっています。
- ・長時間労働をはじめとした「男性中心型労働慣行*」や性別役割分担意識*を背景に、家事・育児・介護の多くの負担が女性に偏っている実態があり、退職を余儀なくされる等、キャリア形成が困難になってしまうケースがあります。
- ・人生 100 年時代の到来に伴い、職業人生が長くなることから、職業能力を高める機会、キャリア選択のための学び直しの機会が重要になり、ワーク・ライフ・バランス*のあり方や支援策の検討が必要です。

(1) 意思決定過程への女性の参画促進

①市の審議会等への女性の参画促進

- ・委員選任時の事前協議を所管課へ働きかけ、また女性の人材情報を提供するなど、積極的な女性委員の登用を促します。

②市の女性職員の管理職等への登用促進

- ・積極的に女性職員の管理職等への登用を促進するなど、女性が活躍できる環境整備にむけて、職員の人材開発、管理職等の意識改革に取り組みます。
- ・登用の第一段階となる係長級昇任試験への受験に消極的な女性職員に対して、昇任への不安を軽減するため、女性役職者との交流会を実施します。

③市の女性教職員の管理職等への登用促進

- ・女性教職員に対して、日ごろから管理職の魅力や、やりがいを積極的に発信するなどし、管理職昇任への意識を高め、選考を受験するよう呼びかけます。

④市内企業等における女性の参画促進

- ・事業者を対象に、女性をはじめ働く意欲のある人が能力を発揮し、労働者のニーズに対応した多様な働き方ができるよう、関連制度等についての周知・啓発を行います。
- ・市内企業等における女性の職域拡大を進めるために、職場環境の整備を支援します。

⑤地域で活動する組織等における方針決定の場への女性の参画促進

- ・地域で活動している各種団体に対して、女性役員の登用や女性の地域活動への参加を働きかける等、女性の参画促進のための啓発を進めます。
- ・地域活動のプロセスに、男女共同参画の視点や女性の視点を取り入れ、反映することができるよう、地域の状況に応じて、組織や団体の女性リーダーを増やすための機運醸成や女性の人材育成を図ります。

(2) 女性の活躍を支える環境の整備

①男女がともに働きやすい職場環境の整備

- ・事業者を対象に、女性をはじめ働く意欲のある人が能力を発揮し、労働者のニーズに対応した多様な働き方ができるよう、関連制度等についての周知・啓発を行います。(再掲)
- ・市内企業等における女性の職域拡大を進めるために、職場環境の整備を支援します。(再掲)

②セクシュアル・ハラスメント*等、ハラスメントの防止対策の推進

- ・事業主及び労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*等、職場におけるハラスメント防止のための啓発や講座を実施します。
- ・市職員や教職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント*等のハラスメントの防止を目的とした研修を実施します。
- ・事案が発生した場合に備え、第三者相談機関との連携など相談窓口を整備します。

③労働相談の実施

- ・働く人が性別により差別されることなく、安心して働くことができるように、労使双方を対象とした労働相談を実施します。

(3) 女性の就業機会の拡大

①女性のための就労支援

- ・女性がライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、様々な事情で一旦離職した女性の再就職支援など、働きたい女性の状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。

②女性への起業等の支援

- ・起業等をめざす女性に対し、起業支援や経営支援を行います。
- ・本格的な就農をめざす方に対し、相談窓口を整備し、相談内容に応じた支援を行います。

女性活躍推進法*に基づく認定マーク（愛称：えるぼし）（厚生労働省）

女性活躍推進法*に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、商品などに表示することができるマークです。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。



(4) ワーク・ライフ・バランス*の推進

①多様で柔軟な働き方の推進

- ・市職員の働き方改革を推進し、業務の省力化や効率化などを通じて、時間外勤務の縮減や有給休暇の積極的な取得を促進します。
- ・市職員における仕事と家庭の両立を支援するために、テレワーク*の活用を推進します。
- ・教職員の働き方改革を推進し、ICT の積極的な活用促進等による学校業務の効率化・適正化などを通じて、長時間勤務の是正に取り組みます。
- ・事業者に対し、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場の環境整備等についての周知、啓発を行います。

②労働関連各種法令の周知及び情報提供

- ・メールマガジンや啓発冊子等を通じて、事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者等に対し、各種法令の周知や情報提供を行います。

③労働相談の実施（再掲）

- ・働く人が性別により差別されることなく、安心して働くことができるように、労使双方を対象とした労働相談を実施します。

④男性に対する意識啓発

- ・これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護の女性への偏重を見直し、男性の意識改革を促進し、男性の家事・育児・介護への参画に関する社会的な機運を醸成するために、講座の開催、パネル展、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じた啓発を行います。

⑤男性の育児休業取得の普及促進

- ・メールマガジンや啓発冊子等を通じて、事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者等に対し、各種法令の周知や情報提供を行います。（再掲）
- ・市の男性職員の積極的な育児休業の取得を促進します。

(5) 育児・子育て・介護支援の充実

①多様な保育サービスの提供と待機児童の解消

- ・就労形態や児童の状況による多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育、延長保育、夜間保育、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供していきます。
- ・待機児童の解消に向けた受入枠拡大や保育士確保などに取り組みます。

②放課後における児童の健全育成

- ・放課後における児童の活動の場を提供するために放課後児童対策等事業を推進し、待機児童の解消を図ります。

③育児・子育てに関するさまざまな相談と情報提供及び環境の整備

- ・子育て不安や虐待などの問題を抱える子育て世帯や、支援を必要としている子育てサークル等に対し、育児相談や支援、さまざまな情報発信を行います。
- ・身近な認定こども園*や保育所、区役所等において育児・子育てに関する相談や情報提供を行います。

④介護サービスの充実及び介護に関するさまざまな相談と情報の提供

- ・各区役所内にある基幹型包括支援センター*及び市内各所の地域包括支援センター*において、高齢者やその家族、地域の人などに対し、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から総合的な相談や支援を行います。

次世代育成支援認定マーク（愛称：くるみん・プラチナくるみん）（厚生労働省）



次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

平成 27 年 4 月 1 日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます。

基本方針 2 男女共同参画社会の実現にむけた意識改革



女性も男性も、持続可能な働き方を実現し、個人として多様な活動に参加することは、生涯にわたり豊かな人生につながると考えられている今、女性と男性が共に働き方・暮らし方の変革を進めていくことが求められています。

男女共同参画社会の実現にむけて様々な取組が進められている中、社会全体の平等感の改善を阻む要因の一つとして、幼少の頃から長年にわたり人々の中に形成されてきた性別役割分担意識*や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*があります。さまざまな機会を通じた学びがこのような意識や固定観念への気づきの機会となり、お互いを尊重しながら、主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きることのできる社会につながります。

家庭、地域、職場、学校、メディアなどの場を通じて、人権に配慮し、市民のメディア・リテラシー*（情報を主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなしていく能力）の向上と性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアス*の解消をめざします。

▶現状と課題

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合は男女ともに 5 割を超えていますが、性別役割分担意識*の解消に向けて、引き続き教育や多様な啓発を推進することが必要です。
- ・スマートフォンの普及や SNS*などの浸透により、すべての人が情報の発信・受信をしやすくなり、氾濫する情報の中には、人権侵害につながる恐れのある情報も含まれるため、メディア・リテラシー*の向上が課題となります。
- ・広報や啓発において、SNS*等の活用が有効となる場合もあるため、ICT の効果的な活用方法についても検討していく必要があります。

(1) 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進

①小・中学校におけるジェンダー平等教育等の推進

- ・すべての教育活動を通して、子どもが男女平等の意識を育み、ジェンダー*にとらわれず、その能力や個性を尊重した生き方が選択できるような指導を推進します。
- ・子どもの将来の進路への関心や理解を深めるため、さまざまな職業や進路の情報を提供し、キャリア発達を促す教育を推進します。

②男女共同参画に関連する教職員研修の充実

- ・ジェンダー平等教育の計画的・組織的な推進を図るため、教職員研修にジェンダー平等*の観点を取り入れ、管理職をはじめ全教職員を対象に研修を行います。

③認定こども園・保育所・幼稚園などにおけるジェンダー平等教育の推進

- ・ジェンダー*にとらわれない教育・保育の計画や園の指導計画を作成し、個性を尊重した保育や教育を推進します。
- ・ジェンダー*に敏感な視点で教育・保育環境を整備するため、教材・遊具・図書等の点検を実施します。

④保護者等に対する啓発の推進

- ・堺市立学校園の保護者等を対象に、人権に関する講座の開催などを通じて、人権教育・人権啓発を行います。

(2) 男性の意識改革の推進

①男性に対する意識啓発（再掲）

- ・これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護の女性への偏重を見直し、男性の意識改革を促進し、男性の家事・育児・介護への参画に関する社会的な機運を醸成するために、講座の開催、パネル展、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じた啓発を行います。

②男性の育児休業取得の普及促進（再掲）

- ・メールマガジンや啓発冊子等を通じて、事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者等に対し、各種法令の周知や情報提供を行います。（再掲）
- ・市の男性職員の積極的な育児休業の取得を促進します。

③男性の育児能力や家事・介護能力を高めるための支援

- ・男性が、妊娠や出産、子育てなどの不安と喜びをパートナーと分かち合えるよう、男性にも参加しやすいような両親学級、育児教室などを実施します。

(3) 広報・啓発による理解の促進

①市民の意識変革の促進

- ・市民に対する男女共同参画の正しい理解を促すため、市主催のイベント、堺市ホームページや SNS* の活用、啓発冊子等により、広報・啓発活動を行います。

②市職員の意識変革の促進

- ・新任役職者への研修等、男女共同参画に関する研修を通じて、市職員が、男女共同参画への理解を深め、施策へ男女共同参画の視点を反映できるように、意識変革を促進します。

③男女共同参画の視点に立った表現の推進

- ・市が発行する刊行物の作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの広報物における表現ガイドライン」を活用する等、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図り、性別による固定観念にとらわれないよう啓発を行います。

④メディア・リテラシー*（情報を主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなしていく能力）の育成

- ・インターネットや SNS* 等の普及に対応して、市民がメディア・リテラシー*を養うための啓発・学習機会を提供します。
- ・子どもが健全に育つために、学校教育におけるメディア・リテラシー*の向上に努めます。

基本方針 3 すべての人にとっての安心な暮らし



男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解し合うことが必要です。特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の視点も含め、心身の状態に応じて必要なサポートが得られるような支援が求められます。

すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、ひとり親世帯や高齢単身女性など貧困等生活上の困難を抱えやすい方への支援や、次世代への連鎖を断ち切るための子どもへの支援を進めます。また、障害があること、外国籍であること、同和問題（部落差別）等を理由とした社会的困難を抱えている場合、性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあるため、多様性を尊重しあうための理解促進と支援への取組を進めます。性的少数者*（LGBTQ*など）は、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別など深刻な生きづらさを抱えている現状をふまえ、多様な性のあり方についての理解の促進、偏見・差別の解消、当事者への支援が必要とされています。すべての人が生活上の困難や社会的困難から脱し、安全・安心な環境で暮らしていけるための取組を推進します。

地域活動における男女共同参画を推進することで、多様な人が地域で安心して暮らし、活躍できる豊かな社会の実現をめざします。特に災害時は平常時の社会課題が顕著になるため、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向が見られます。平常時から女性の参画をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策を推進することで、課題認識を共有し、災害から受ける女性と男性の影響の違い等にきめ細やかに対応できるようにします。

▶現状と課題

- ・ひとり暮らしの高齢者の増加、高齢者同士の介護、晩産化に伴い育児と介護の両方を担うダブルケアなど、高齢者に係る課題やニーズは複雑化・多様化しており、よりきめ細やかな支援が必要とされています。
- ・障害者の高齢化・重度化が進んでおり、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を提供することが必要です。
- ・年々増加している外国人市民は、言語や文化、生活習慣の違いから、地域で孤立などの困難に加えて、女性であることによりさらに複合的な困難に置かれていることが多く、多言語での情報提供や相談体制が求められています。
- ・子どもの相対的貧困率*はひとり親世帯*で高い水準にあり、経済的に厳しい状況に陥りやすく、家事や育児においても困難を抱えている場合が多く、貧困の連鎖を生み出さないための取組が必要です。

- ・男性の自殺者数は女性に比べて多く、その背景には男性役割のプレッシャーや過重労働のストレスから引き起こされる中高年男性の自殺の問題があると考えられ、男性への支援や働き方の見直しが必要です。また、女性や若者の自殺が増加しつつあり、対策強化が必要です。
- ・性的指向や性自認が少数である人々は、全人口の 3~8%とされており、性の多様性に対する理解の促進と当事者への支援が必要です。
- ・各地で災害が多発化・激甚化する中、防災への関心が高まっています。災害時には、女性と男性のニーズの違いなどが十分に配慮されず必要な物資や支援、環境が提供されない、平常時における性別役割分担意識*が反映され家事・育児・介護が女性に集中するほか、避難所や仮設住宅等での女性や子どもに対する暴力が発生する懸念があります。さらに、復旧・復興期においても、女性の失業が増加し経済的困窮者が増加するなどの問題もあり、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める必要があります。

(1) 生涯にわたる健康支援

①生命と性を尊重する啓発

- ・男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、健康教育・普及啓発を推進します。
- ・学校教育において、正しい知識を身に付け、生命や自己を尊重し、適切な行動が取れるよう、発達段階に応じた性に関する教育を推進します。

②ライフステージや性差に応じた健康対策*の推進

- ・男女が健康状態や思春期、妊娠・出産期、高齢期等のライフステージに応じて、適切に自己管理できるよう支援します。
- ・妊娠期から産後における母体の健康の保持・増進を支援します。
- ・性別や年齢、生活習慣など、個々の特性に応じた医療の充実により、健康の保持・増進を支援します。特に女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）の早期発見、早期治療のために、検診や情報提供を行います。

③自殺対策事業の推進

- ・自殺を予防するために、身近な相談役となるゲートキーパー*の拡充など、孤立させない環境の整備を推進します。
- ・職場のメンタルヘルス対策や自殺予防のための知識の普及啓発などを推進します。

(2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援

①ひとり親家庭への支援

- ・経済面や生活面の困難を抱えるひとり親家庭の個々の状況に応じて、自立にむけた就労や生活の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親や子の生活の安定を図り、安定した就業につなげるために、知識・技能を習得する講習会の開催や相談を行い、就業に至るまでの一体的な支援を行います。

②高齢者への支援

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から支援します。
- ・年齢や性別にかかわらず働ける社会の実現に向けて、就業の機会が確保される取組を推進します。

③子どもの貧困対策

- ・子どもの将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、居場所となる場の提供や学習支援を推進します。
- ・ひとり親家庭の親や子の生活の安定を図り、安定した就業につなげるために、知識・技能を習得する講習会の開催や相談を行い、就業に至るまでの一体的な支援を行います。
(再掲)
- ・学校におけるスクールソーシャルワーカー*の配置の充実を図り、子どもを取りまく環境に応じた支援を行います。

④生活保護受給者及び生活困窮者支援

- ・生活保護受給者や生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、安定した生活が送ることができるように、生活再建や自立に向けた支援を行います。

(3) 男性にとっての男女共同参画

①男性に対する相談支援

- ・男性であるがゆえに直面する生きにくさや困難など、男性が抱えている問題に対する相談体制を充実させ、問題解決に向けた支援を行います。

②自殺対策事業の推進（再掲）

- ・自殺を予防するために、身近な相談役となるゲートキーパー*の拡充など、孤立させない環境の整備を推進します。
- ・職場のメンタルヘルス対策や自殺予防のための知識の普及啓発などを推進します。

③多様で柔軟な働き方の推進（再掲）

- ・市職員の働き方改革を推進し、業務の省力化や効率化などを通じて、時間外勤務の縮減や有給休暇の積極的な取得を促進します。
- ・市職員における仕事と家庭の両立を支援するために、テレワーク*の活用を推進します。
- ・事業者に対し、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場の環境整備等についての周知、啓発を行います。
- ・教職員の働き方改革を推進し、ICTの積極的な活用促進等による学校業務の効率化・適正化などを通じて、長時間勤務の是正に取り組みます。

(4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援

①性的少数者*（LGBTQ*など）に対する理解の促進・支援

- ・性的少数者*（LGBTQ*など）の人々に対する理解を促進するため、各種研修会やイベント等の機会を捉え、啓発を行います。
- ・性的少数者*（LGBTQ*など）当事者が、偏見や差別等により生きづらさを抱えることなく、安心して生活ができるように相談を行います。

②異文化理解の促進・在住外国人に対する支援

- ・外国人市民が安心して暮らせるように、多言語での生活情報の提供や日本語学習機会の提供、相談支援を行います。

③障害者への支援

- ・障害者が安心して、自立した生活を送ることができるよう就労や相談などの支援体制の充実を図ります。
- ・障害者への虐待を防止するために、市民への啓発活動を進め、虐待事案に対して早期に対応します。

(5) 地域活動における男女共同参画の推進

①地域活動の活性化

- ・年齢や性別にかかわらず、地域を支える人材として活動をしていくための支援として、学習機会や情報提供の充実を図ります。
- ・男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場など、さまざまな拠点において地域活動に関する情報を提供します。

②地域で活動する組織等における方針決定の場への女性の参画促進（再掲）

- ・地域で活動している各種団体に対して、女性役員の登用や女性の地域活動への参加を働きかける等、女性の参画促進のための啓発を進めます。
- ・地域活動のプロセスに、男女共同参画の視点や女性の視点を取り入れ、反映することができるよう、地域の状況に応じて、組織や団体の女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性の人材育成を図ります。

(6) 防災における男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用の徹底に取り組みます。
- ・防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画拡大を進めます。
- ・市の災害対策の検討の場に、男女共同参画部局が参画し、男女共同参画の視点を取り入れます。
- ・地域防災計画や避難所運営マニュアル等において、防災・復興の各段階における、男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を明確にし、災害発生時の円滑な災害対応が可能な体制の整備に努めます。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの整備を通じて、市職員への意識向上を図ります。

②市民への理解促進

- ・地域の自主防災組織における女性の参画拡大など、防災体制への女性の参画拡大について啓発や働きかけを行います。
- ・災害時に男女共同参画の視点に配慮した避難所運営ができるように、被災時の男女のニーズの違いをふまえた防災知識の普及啓発等を実施します。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する講座を実施します。

基本方針 4 暴力の根絶と被害者支援 ≪ (1) ～ (4) DV 防止基本計画 ≫



DV*や性暴力、性別等に基づくハラスメントなどジェンダー*に基づく暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力は、自己肯定感や自尊心を失わせるなど、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼし、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。

被害者の多くは女性であり、その背景には、性別役割分担意識*や、男女の社会的地位や経済力の格差など、社会的・構造的な問題が存在しています。被害者が子ども、高齢者、障害者、外国人、男性、性的少数者*（LGBTQ*など）等である場合は、その背景にも十分な配慮が必要で、被害者支援にあたっては、暴力の形態や被害者の属性等、個々の状況に配慮した対応を行います。

暴力の根絶と被害者の支援を進めるため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、人権尊重や非暴力、男女平等の視点のある幼児期からの教育や予防啓発の取組を推進します。

暴力の被害者に対しては、相談から被害の把握、保護・自立に至るまでの切れ目のない支援と個人情報保護の徹底、地域における理解と支援を広める取組を推進します。

▶現状と課題

- ・SNS*などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層におけるデートDV*をはじめとした暴力被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、配偶者等からの暴力に関する相談件数が全国的に増加傾向にあることから、相談体制の充実や家庭に居場所のない被害者が安心できる場所の提供が必要です。
- ・配偶者等からの暴力を受けたことのある人のうち、誰にも相談しなかった人の割合は、依然として3割強が続いていることから、様々な手法でDV*や性暴力に関する相談窓口の周知広報の取組が必要です。
- ・性暴力・性犯罪は被害者の心身に与える影響が大きく、防止・抑止のための幅広い対策と被害者の心身回復のための相談・支援体制を充実させ、性犯罪被害に対する社会の偏見や無理解を減らすための取組が必要です。
- ・児童虐待は年々その件数が増加しており、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う増加や潜在化の懸念があることから、相談体制や支援のさらなる充実が必要です。

(1) 暴力を許さない意識の醸成

①市民に対する啓発

- ・市民が DV*等の暴力が重大な人権侵害であることを理解し、暴力についての認識を高めるために、講演会の開催や啓発冊子等による啓発を実施します。
- ・DV*に気づき、早期発見及び関係機関への通報、相談窓口の情報提供を行えるよう、講演会の開催や啓発冊子や相談窓口カードの配布等による啓発を実施します。

②若年層への教育・予防啓発

- ・若者が DV*やデート DV*の被害者にも加害者にもならないという当事者意識を高めるため、講座や啓発冊子等による啓発を実施します。
- ・子どもが男女平等の意識を育み、ジェンダー*にとらわれず、その能力や個性を尊重した生き方が選択できるような指導をすべての教育活動を通して推進します。(再掲)
- ・被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、各種相談窓口について、ホームページ、リーフレットやカード等、さまざまな媒体により広く市民に周知します。

③教育関係者に対する理解の促進

- ・子どもに対して、自分自身の大切さを自覚し、虐待や暴力行為、いじめ等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を正しく伝えるために、啓発・教育に携わる教育関係者に対する研修を実施します。
- ・PTA 等の保護者を対象に、子どもを暴力の被害者にも加害者にもさせないよう、暴力をテーマとした研修の実施や啓発冊子等による啓発を実施します。

④医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進

- ・DV*等の被害者と接する可能性のある民生委員児童委員や人権擁護委員等を対象に、理解を深めるための研修の実施やリーフレット等による情報提供を行います。
- ・DV*被害者を支援する市職員等が、被害者の立場に配慮して職務を行うことができるように、DV*についての正しい理解や被害者への迅速な対応を学ぶための研修等を実施します。

(2) 相談体制の整備及び連携体制の構築

①相談体制の充実と相談窓口の周知広報

- ・配偶者暴力相談支援センター*と各区女性相談窓口が連携して被害者支援の充実に努めます。
- ・夜間・休日 DV 電話相談を実施し、24 時間相談できる体制を確保します。
- ・被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、各種相談窓口について、ホームページ、リーフレットやカード等、さまざまな媒体により広く市民に周知します。(再掲)

②被害者の属性・状況に応じた相談体制の充実

- ・被害者が高齢者、障害者、外国人、性的少数者*（LGBTQ*など）等であることにより、支援を受けにくいということにならないように、適切な相談対応を行います。
- ・配偶者暴力相談支援センター*や男女共同参画センター等において、女性だけでなく男性の被害者の相談支援を実施します。
- ・密接な関係にある DV*と子ども虐待に包括的に対応するため、DV*の相談窓口と児童虐待の相談窓口が相互に連携して支援します。

③人材育成研修の実施

- ・子どもに対して、自分自身の大切さを自覚し、虐待や暴力行為、いじめ等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を正しく伝えるために、啓発・教育に携わる教育関係者に対する研修を実施します。
- ・DV*等の被害者と接する可能性のある民生委員児童委員や人権擁護委員等を対象に、理解を深めるための研修の実施やリーフレット等による情報提供を行います。(再掲)
- ・DV 被害者を支援する市職員等が、被害者の立場に配慮して職務を行うことができるように、DV*についての正しい理解や被害者への迅速な対応を学ぶための研修等を実施します。(再掲)

④関係機関、団体等との連携

- ・DV 被害者支援の中核的な機関である配偶者暴力相談支援センター*及び各区女性相談窓口をはじめ、警察、裁判所、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などとの情報交換、連携の充実を図ります。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(3) 被害者の安全確保の徹底

①保護体制の徹底

- ・ 被害者への一時保護*や保護命令*に関する情報提供を行い、必要に応じて一時保護*や保護命令申立てのための支援を行います。
- ・ 学校においては、全教職員を対象に子どもを含めた被害者の安全確保についての共通理解を促進し、関係機関との連携を促進します。

②情報管理の徹底

- ・ 住民基本台帳閲覧等の制限の対象となっている被害者について、個人情報の保護を念頭に関係課と連携を図り、情報管理を徹底します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター*等では、相談者へ各種制度における被害者の安全を守るための配慮について、情報提供を行います。
- ・ 平時だけでなく、災害時においても被害者の安全が確保されるよう、関係部局と連携に努めます。

(4) 被害者の自立支援と生活支援

①生活基盤を整えるための支援

- ・ DV 被害者の生活再建・自立のために、生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援を行います。
- ・ 母子生活支援施設*での自立に向けた支援が必要な場合は入所支援を行い、市営住宅等への入居支援など、住居確保に向けた支援を行います。
- ・ 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など、自立に向けた就労支援を行います。

②被害者の属性・状況に応じた支援

- ・ 支援に携わる者が高齢者、障害者、外国人、性的少数者*（LGBTQ*など）の方などに対する正しい知識を持ち、さまざまな被害者が安心して相談できるよう、個々の状況に配慮した情報提供や相談支援を行います。
- ・ 外国人被害者の支援について、多言語による情報提供に努め、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。

③子どもに対する支援

- ・ 子どもの将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、居場所となる場の提供や学習支援を推進します。（再掲）
- ・ 面前 DV*による心理的虐待を受け、DV 被害者とともに避難した子どもへのケアや生活支援を行います。

- ・子どもや保護者が相談しやすい体制を整備し、不安や困りごとに対する相談支援を行います。
- ・DV 被害による生活環境の変化に配慮し、子どもを取りまく環境に応じた支援を行います。(再掲)
- ・子どもや保護者が相談しやすい相談体制の充実を図り、虐待や DV 事案については、関係機関と連携しながら対応します。
- ・密接な関係にある DV*と子ども虐待に包括的に対応するため、DV*の相談窓口と児童虐待の相談窓口が相互に連携して支援します。(再掲)

④被害者の心のケア

- ・DV 被害者の心身の回復のために、相談やカウンセリングの情報提供を行い、精神保健福祉士や心理士等の専門職による相談支援を実施します。
- ・面前 DV*による心理的虐待を受け、DV 被害者とともに避難した子どもへのケアや生活支援を行います。(再掲)

【DV の種類】 DV は身体的暴力だけではありません！

身体的暴力：平手でたたく、足でける、突き飛ばす、骨折させる など

経済的暴力：生活に必要なお金を渡さない、お金の使い方を細かくチェックする など

精神的暴力：無視する、人格を否定するようなことを言う、大声でどなる など

性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオを見せる、避妊に協力しない など

社会的暴力：携帯電話の番号やメールを勝手にチェックする、外出や行動を制限・監視する など

子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、子どもに危害を加えると言って脅す など

(5) 子どもへの虐待防止

①意識啓発の推進

- ・子ども虐待防止に対する市民の関心理解を高め、一般市民の通報義務等について周知・啓発を図ります。

②関係機関、団体等との連携

- ・子ども虐待の予防、発見、援助に至るさまざまな場面において、各関係機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に協力・対応できるように連携を図ります。

③子どもや親への相談・支援の推進

- ・子ども自身が不安や悩みを相談できるような環境を整備し、支援します。
- ・子育て不安や虐待などの問題を抱える子育て世帯や、支援を必要としている子育てサークル等に対し、育児相談や支援、さまざまな情報発信を行います。(再掲)
- ・身近な認定こども園*や保育所、区役所等において育児・子育てに関する相談や情報提供を行います。(再掲)

(6) セクシュアル・ハラスメント*の防止

①セクシュアル・ハラスメント*等、ハラスメントの防止対策の推進（再掲）

- ・事業主及び労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*等、職場におけるハラスメント防止のための啓発や講座を実施します。
- ・市職員や教職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント*等のハラスメントの防止を目的とした研修を実施します。
- ・事案が発生した場合に備え、第三者相談機関との連携など相談窓口を整備します。

(7) 性暴力対策の推進（セーフシティさかいの推進）

①ハード面における安全・安心な生活環境の確保

- ・市民が安心して生活ができるように、地域や警察と連携し、戦略的に防犯カメラ・防犯灯の整備を推進します。
- ・市民が利用する公園施設について、安全で快適な公園をめざし、整備を推進します。
- ・市営住宅について、安全性の確保、居住性の向上、住環境の向上に配慮し、計画的な整備を推進します。

②性暴力被害者支援に係る関係機関の連携強化・性犯罪の顕在化

- ・性暴力被害者支援を円滑に行うために、警察、医療機関、民間支援団体などとの情報交換、連携の充実を図ります。

- ・市民を対象に、性暴力に対する正しい知識や対応方法について、講座の開催等を通じた啓発を行います。
- ・子どもの性暴力被害を予防し、また性暴力の被害に遭った際に適切な対応ができるように、教職員に対する研修等、教職員に対する啓発を推進します。
- ・性暴力被害者が適切な医療やケアを受けられるための体制を推進します。

③性暴力の被害者にも加害者にもならない当事者意識の啓発

- ・市民を対象に、性暴力に対する正しい知識や対応方法について、講座の開催等を通じた啓発を行います。(再掲)
- ・セミナーやイベント等の開催により、若年層に対する予防啓発を行います。
- ・学校教育において、授業や啓発冊子等を通じた予防啓発を行います。

④安全安心を支える市民意識の醸成と市民参加の強化

- ・市民が安心して生活ができるように、地域や警察と連携し、戦略的に防犯カメラ・防犯灯の整備を推進します。(再掲)
- ・市内事業者や警察、地域住民等と連携しながら、市民の安全確保に向けた見守り活動を推進します。

「セーフシティさかい」ロゴマーク



このロゴマークは、女性や子どもをはじめ、すべての市民にとって安全・安心な社会の実現に向けて、持続的に取組を推進していることを周知するために作成しました。

「SAFE CITY SAKAI」のSを重ねてクローバーのデザインとし、セーフシティさかいの前身である「堺セーフシティ・プログラム」の4つの指針をもとに“つながり”“ささえあう”“わがこと”“わがまち”の4つの意味を一枚一枚の葉に込めています。

5. 計画の推進

(1) 管理手法

①PDCA サイクルによる適切な進捗管理

基本方針・基本的方向性に基づく施策を効率的・効果的に推進していくために、毎年度、達成すべき KPI*の状況を検証し、取組の見直しなど PDCA サイクルにより適切に進捗管理を行います。

②男女共同参画に関する調査・研究

男女共同参画や配偶者等からの暴力に関する意識・実態や、就業状況などについて調査を行い、分析・公表します。状況や課題を適切に把握するための男女別データを活用し、調査結果に基づき、男女共同参画施策を推進します。

(2) 推進体制

①女性活躍推進チームとの連携

令和 3 年 4 月に市の重点施策である女性活躍を推進するチームが設置されました。女性の活躍を支えるワーク・ライフ・バランスの推進等に向けて連携しながら取組を進めていきます。

②庁内関係部署との連携

男女共同参画の推進は、堺市の様々な行政課題と深く関わっており、全庁的課題であることを職員全員が十分に認識することが重要です。

「堺市基本計画 2025」でも、市が率先して男女共同参画社会の実現をめざし、すべての施策にジェンダーの視点*をもって取り組むことが位置づけられていることから、「第 5 期プラン」においても、同様に取組を進めていきます。

③堺市男女平等推進審議会

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例第 15 条に基づく市長の附属機関であり、男女共同参画プランに基づく施策や取組の実施状況の確認を行います。毎年、年次報告書により、男女共同参画の状況及び行動計画に基づく施策の実施状況をまとめ、堺市男女平等推進審議会に報告し、その評価を受けながら、取組を進めます。

④市民や関係団体、関係機関、事業者との連携

市民や事業者、地域における関係団体等との協働を基調とし、ジェンダー平等*の視点からネットワークや育成、支援など連携して取組を進めます。

参考資料

堺市男女平等推進審議会審議経過・・・・・・・・P. 49

堺市男女平等推進審議会委員名簿・・・・・・・・P. 50

パブリックコメントの結果について・・・・・・・・P. 51

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・P. 52

条例・規則・法律・方針・・・・・・・・P. 58

堺市男女平等推進審議会審議経過

令和 4 年 3 月作成

堺市男女平等推進審議会委員名簿

審議会	氏 名	職 名 等
委員	安楽 真生子	堺市女性団体協議会 運営委員
委員	岡部 咲	市民
委員	加藤 伊都子	日本フェミニストカウンセリング学会 理事
委員	木戸 一智	堺市人権教育推進協議会 副会長
委員	桜井 一字	NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長
委員	豊岡 耕作	連合大阪 堺地区協議会 議長代行
委員	内藤 葉子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科 准教授
委員	中田 理恵子	部落解放同盟大阪府連合会堺支部 支部長
委員	西川 知亨	関西大学 人間健康学部 准教授
会長	養父 知美	弁護士

(2022 年〔令和 4 年〕1 月 1 日現在 50 音順・敬称略)

パブリックコメントの結果について

令和4年3月作成

用語解説

以下は、文中の用語で右上に（*）を付記しているものの用語解説一覧です。

あ行	解 説
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	過去の経験や見聞きしたことから、知らずしらずのあいだに個人の意識に刷り込まれる性別や年齢、職種などについての考え方や価値観の偏りのこと。
一時保護	被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、「配偶者暴力防止法」第3条第3項及び第4項により、婦人相談所において、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。大阪府では、「配偶者暴力防止法」に基づく一時保護は、女性相談センターが行っている。
SNS（ソーシャルネットワークサービス）	人と人とのつながりをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NPO	Non Profit Organization の略。その構成員に対して収益を分配することを目的としない、非営利の民間組織の総称。福祉、地域の活性化、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。1998年（平成10年）にNPOに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。なお、本計画でNPOという場合は、法人格の有無を問わない広い意味でのNPOをさす。
SDGs	2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で採択した持続可能な開発のための2030アジェンダに盛り込まれた持続可能な開発目標のこと。17のゴールと169のターゲットで構成。
LGBTQ	性的少数者の総称の一つ（「性的少数者」参照）。 L（Lesbian レズビアン：女性として女性を好きになる人。女性同性愛者。） G（Gay ゲイ：男性として男性を好きになる人。男性同性愛者。） B（Bisexual バイセクシュアル：好きになる対象が女性・男性の両性である人。両性愛者。） T（Transgender トランスジェンダー：性自認が出生時の性とは異なる人。） Q（Questioning クエスチョニング：性的指向や性自認が決められない、分からない、決めたくない人。） （Queer クイア：性的少数者を包括する言葉。元々は「変わった、奇妙な」という意味で同性愛者を侮蔑する言葉だったものが、当事者が前向きな意味で使い出した経緯がある。）
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。また、単に力をつけるだけでなく、よりよい社会へと変えていく力、責任をもった主体として社会を築いていく力を身につけること。

か行	解 説
KPI (重要業績評価指標)	Key Performance Indicator の略。達成すべき目標に対し、どれだけの進捗がみられたかを中間的に評価するための定量的な指標。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

さ行	解 説
ジェンダー	生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）とは別に、社会通念や慣習の中で社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」のような「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
ジェンダー主流化	さまざまな分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。 「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」においては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のそれぞれの段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義している。 なお、「ジェンダーと開発（GAD：Gender And Development）」とは、開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチのこと。
ジェンダーの視点	ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的・文化的につくられたものであることを意識していこうとするもの。
ジェンダー平等	性差別や暴力、性別による固定的な役割分担等の要因となっているジェンダーを見直し、すべての人が性別にかかわらず個人としてその尊厳が重んじられ、個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野に参画でき、責任を担い、平等に利益を受けることができる状態をいう。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な人口減少・高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成 27 年 9 月に施行。男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

さ行（続き）	解 説
女性（女子）差別撤廃条約 （女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	1979 年（昭和 54 年）に国連の第 34 回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、1985 年（昭和 60 年）に批准。なお、日本は 2009 年（平成 21 年）に公表された国連の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」（女性差別撤廃委員会〔CEDAW〕）の最終見解において、民法改正（男女ともに婚姻適齢を 18 歳に設定することや離婚後の女性の再婚禁止期間の廃止等）や女性の雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施を要請されるなど多くの課題を指摘されている。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に加え福祉分野の視点から、児童生徒がおかれた環境に働きかけ、児童生徒が抱える課題の解決に向けて、学校、家庭、関係機関との役割分担を調整する役割を担う専門家。
性差に応じた適切な健康支援	生活習慣やホルモンバランスの違いなど、男女のさまざまな差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療。究極的には個々人の差異にきめ細かく対応する医療をめざす。
性的少数者	同性愛者や両性愛者、性自認が出生時の性と異なる人など、性のあり方について少数である人。性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティとも言われている（「LGBTQ」を参照）。
性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適切であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） （性的嫌がらせ）	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすることをいう。
相対的貧困率	世帯収入から子どもを含む国民個々の所得を仮に計算し、順番に並べたとき、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）を下回る人数の割合

た行	解 説
第 5 次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、2015 年（平成 27 年）12 月 25 日閣議決定された。第 1 次計画（2000 年〔平成 12 年〕）、第 2 次計画（2005 年〔平成 17 年〕）、第 3 次計画（2010 年〔平成 22 年〕）、第 4 次の計画（2015 年〔平成 27 年〕）に続く第 5 次の計画。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会の基本的な考え方、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、1999 年（平成 11 年）に公布・施行された。21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。 男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策などの立案および決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の 5 つの基本理念をうたっている。
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性正規雇用労働者を中心とした働き方等を前提とした就労についての習慣で、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景の一因。
地域包括センター	高齢者が何らかの支援が必要となったときに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、身近な地域において医療・介護・福祉サービス等を一体的に提供する機関
デート DV	恋人間で起こる DV（ドメスティック・バイオレンス）のこと。
テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる携帯のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violence の略。配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。

な行	解 説
認定こども園	幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、0 歳児から就学前の子どもを対象に、教育と保育の一体的な提供や、地域での子育て支援（相談や親子の集いの場の提供）を行う機能を備える施設。

は行	解 説
配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法第 3 条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保や一時保護、自立生活の促進のための情報提供や援助、保護命令制度の利用についての情報提供や援助を行う機関。
配偶者暴力防止法 (DV 防止法)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 この法律に規定する「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）、並びに生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手（当該関係にあった者から引き続き暴力を受ける場合）が含まれるが、生活の本拠を共にしない交際相手は含まれない。
働き方改革関連法	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の略称。 日本の法律における 8 本の労働法の改正を行うための法律の通称。2018 年（平成 30 年）4 月 6 日に第 196 回国会に提出され、6 月 29 日の参議院本会議で与党などの賛成多数で可決され、成立。同年 7 月 6 日公布、翌 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日順次施行。長時間労働・残業の是正や定年引き上げ、柔軟な働き方の実現、正規社員・非正規社員の格差是正、最低賃金の引き上げ、高度プロフェッショナル制度等、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
ひとり親世帯	未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）。
保護命令	配偶者暴力防止法第 10 条により、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して発する命令。 保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。保護命令に違反した者には、罰則として、1 年以下の懲役、又は 100 万円以下の罰金が科せられる。
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条に基づき設置される施設。配偶者のない女性等及びその女性等が監護すべき児童を入所させて保護し、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設。

ま行	解 説
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
面前 DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者などに対し暴力をふるうもの。
モニタリング指標	定期的に数値を調査し、その推移により男女共同参画社会の進み具合を把握するための指標。

や行	解 説
UN Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の4機関（女性の地位向上部〔DAW〕、国際女性調査訓練研修所〔INSTRAW〕、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室〔OSAGI〕、国連女性開発基金〔UNIFEM〕）を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。開発途上国のみならず、先進国における男女平等の問題にも取り組む機関として、2011年（平成23年）1月から活動を開始。

ら行	解 説
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

わ行	解 説
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	人生の各段階において、仕事、家庭生活、治療、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

制 定 平成 14 年 3 月 28 日条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条－第 13 条）

第 3 章 推進体制等（第 14 条－第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国は、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流の中で、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等社会の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法を制定した。

堺市は、他市に先駆け、女性問題行動計画を策定し、男女共同参画宣言都市となるなど男女平等社会の実現に向けて積極的に取り組んできているが、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等は依然として根強く、全国的にも女性に対する暴力が社会問題化するなど男女平等の達成にはなお多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野において男女が対等に参画できる男女平等社会の実現が重要である。

ここに私たちは、堺市の主要政策として、男女平等社会の実現を目指すことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21 世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 すべての人が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）におけ

る活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。

- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため必要な範囲内において、不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会的制度、慣行又は伝統は、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されるべきこと。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるべきこと。
- (4) 家族を構成する者は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に均等に責任を分担すること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (7) 男女平等社会の形成の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

（市の責務）

第 4 条 市は、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女平等推進施策を実施するに当たり、国、府、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者等の責務）

第 7 条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 何人も、子どもたちの男女平等教育に関し、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第 8 条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 基本的施策

（基本計画）

第 10 条 市長は、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第 15 条第 1 項に定める男女平等推進審議会の意見を聴取するとともに、市民の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第 11 条 市長は、男女平等推進施策の実施状況等につい

て、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第 12 条 市は、男女平等社会の形成の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

（審議会等の委員の構成）

第 13 条 市長その他市の執行機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めなければならない。

第 3 章 推進体制等

（施策の推進体制の整備）

第 14 条 市は、男女平等推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女平等社会の形成の視点をもって取り組むものとする。

3 市は、男女平等社会の形成の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。

4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（男女平等推進審議会）

第 15 条 基本計画その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

3 市長は、男女いずれか一方の性が委員総数の 10 分の 4 未満とならないよう委員を選出しなければならない。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（苦情等の処理）

第 16 条 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者（次条において「市民等」という。）は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、調査の上次条第 2 項に定める堺市男女平等相談委員の意見を聴き、必要な措置等を講ずるものとする。

3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(相談の申出)

- 第 17 条** 市民等は、第 8 条に規定する性別による権利侵害その他の男女平等社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、堺市男女平等相談委員（以下この条において「相談委員」という。）を置く。
- 3 相談委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 相談委員は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

- 第 18 条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条から第 17 条までの規定は、規則で定める日から施行する。

堺市男女平等社会の形成の 推進に関する条例施行規則

制 定 平成 14 年 9 月 13 日規則第 72 号

最近改正 令和 3 年 7 月 2 日規則第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項の堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令 3 規則 80・一改)

(会議の特例)

第 5 条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(令 3 規則 80・追加)

(部会)

第 6 条 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前 3 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(令 3 規則 80・旧第 5 条一改・繰下)

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会（部会を含む。次条及び第 9 条において同じ。）は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令 3 規則 80・旧第 6 条一改・繰下)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、男女共同参画推進課において行う。

(令 3 規則 80・旧第 7 条繰下)

(審議会の運営)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令 3 規則 80・旧第 8 条繰下)

(相談委員)

第 10 条 条例第 17 条第 2 項の堺市男女平等相談委員（以下「相談委員」という。）は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

- 2 相談委員の任期は、2 年とする。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 相談委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して 6 年を超えることはできない。
- 4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は相談委員に職務上の義務違反その他相談委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(令 3 規則 80・旧第 9 条繰下)

(職務の執行等)

第 11 条 相談委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 16 条第 1 項の規定による申出について市長に意見を述べること。
 - (2) 条例第 17 条第 1 項の規定による申出に係る調査、助言、是正の要望等を行うこと。
 - (3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 相談委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、相談委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。
 - (1) 職務の執行の方針に関すること。
 - (2) 職務の執行の計画に関すること。
 - (3) その他相談委員が合議により処理することが適当であると認められる事項
 - 4 相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(令 3 規則 80・旧第 10 条線下)

(申出の方式)

第 12 条 条例第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による申出は、苦情相談等申出書（様式第 1 号）により行わなければならない。ただし、市長又は相談委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、市長又は相談委員は、その内容を書面に記録するものとする。

(令 3 規則 80・旧第 11 条線下)

(調査しない申出)

第 13 条 市長又は相談委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 17 条の援助の対象となる事項
(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
(5) 条例又はこの規則に基づく相談委員の行為に関する事項

事
項

- (6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 相談委員は、条例第 17 条第 1 項の規定により人権を侵害された旨の申出が当該侵害のあった日から起算して 1 年を経過した日以後になされたときは、当該申出に係る調査はしないものとする。ただし、相談委員において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長又は相談委員は、前 2 項の規定により申出に係る調査をしないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、調査対象外通知書（様式第 2 号（甲）（乙））により通知するものとする。

(令 3 規則 80・旧第 12 条一改・線下)

(資料の提出等)

第 14 条 相談委員は、条例第 17 条第 4 項の規定により関係者に対し資料の提出又は説明を求めるときは、協力依頼書（様式第 3 号）によりこれを行うものとする。

(令 3 規則 80・旧第 13 条線下)

(調査結果等の通知等)

第 15 条 市長又は相談委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第 4 号（甲）（乙））により通知するものとする。この場合において、条例第 17 条第 4 項の規定により助言、是正の要望等を行ったときは、

併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

(令 3 規則 80・旧第 14 条線下)

(助言、是正の要望等)

第 16 条 相談委員は、条例第 17 条第 4 項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、速やかに助言書（様式第 5 号）を交付するものとする。

- 2 条例第 17 条第 4 項の是正の要望等は、是正要望通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(令 3 規則 80・旧第 15 条線下)

(申出の処理の状況等の報告等)

第 17 条 相談委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

(令 3 規則 80・旧第 16 条線下)

(委任)

第 18 条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

(令 3 規則 80・旧第 17 条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される相談委員の任期は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 3 年 7 月 2 日規則第 80 号）

この規則は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法

制 定 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最近改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び

その他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について

定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情

報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は

調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

略

- (2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる
従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員で
ある者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会
長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の
規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で
定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成
13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 995 条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係
る部分に限る。）、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条
第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布
の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

制 定 平成 27 年 8 月 28 日法律第 64 号

最近改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）

第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）

第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）

第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）

第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十

分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第 9 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 7 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第 14 条第 1 項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を

直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うもの

のであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 2 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）計画期間
- （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの

相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係

機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄
（施行期日）**

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日

2・3 略

4 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の

規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び第五 51 条の項及び第 48 条の 2 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄
（施行期日）**

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日
(2) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

制 定 平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号

最近改正 令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 6 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第 11 条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第 8 条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第 9 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第 10 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第 11 条 国及び地方公共団体は、第 7 条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号）

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

制 定 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最近改正 令和 元年 6 月 26 日法律第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対す

る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援セ

ンターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第 8 条の 2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

(保護命令)

第 10 条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加

える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第 2 号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 2 号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して 6 月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限り。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の

申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援

助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員
の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び
場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の
内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号
イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立
書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項につ
いての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治
41 年法律第 53 号）第 58 条ノ二第 1 項の認証を受け
たものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件につ
いては、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うこ
とができる審尋の期日を経なければ、これを発すること
ができない。ただし、その期日を経ることにより保護命
令の申立ての目的を達することができない事情がある
ときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる
事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力
相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人
が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及び
これに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を
求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力
相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速や
かに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶
者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立
人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求めら
れた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた
事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を
付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決
定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方
が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡し
によって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかに
その旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する
警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力
相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しく
は保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実
に係る第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる事項
の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護
命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載
された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称
が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある
場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は
援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力
相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、
即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさ
ない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの
原因となることが明らかな事情があることにつき疎明が
あったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時
抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令
の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁
判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずること
ができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による
命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項か
ら第 4 項までの規定による命令が発せられているとき
は、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければ
ならない。

- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立て
ることができない。

- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令
を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの
規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所
は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令に
ついて、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の
停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したと
きは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容
を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通
知するものとする。

- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに
抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用す
る。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申
立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令

を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

- 第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

- 第29条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 第30条** 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第

1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定
平成 26 年 10 月 1 日

附 則 (令和元年 6 月 26 日法律第 46 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日

内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を含め、平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線を中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認めら

れる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、

地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関

し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすく

するため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができると等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「基本方針」について

(令和 2 年 3 月 23 日)

府共第 189 号、警察庁丙生企発第 30 号

法務省秘政第 6 号、子発 0323 第 1 号

(各都道府県知事あて内閣府男女共同参画局長・警察庁生活安全局長・法務省大臣官房長・厚生労働省子ども家庭局長通知)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 2 条の 2 第 4 項(法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定に基づき、主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこととされており、本日付け官報において告示されたところである。

法第 2 条の 3 においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)について、都道府県は、基本方針に即して当該都道府県における基本計画を定めなければならないこととされており、また、市町村(特別区を含む。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないこととされている。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、都道府県においては、現行の基本計画の見直しに当たられるとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体に基本方針の周知徹底をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第 1 改正の趣旨

法については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号)において、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されるなどの改正が行われた(令和 2 年 4 月 1 日施行)こと等から、基本方針においても必要の 規定の整備を行う。

第 2 改正の概要

(1) 法改正に伴う改正

ア 配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追加(第 2—3 (1) イ(オ)、5 (2) ア、9)

イ 被害者に同伴家族が含まれる旨を明記(第 2—3 (2) ア(ウ)、4 (1) イ)

ウ 支援センター未設置の地方公共団体における対応を追記(第 2—4 (1) イ)

エ 配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という)が要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という)に参画し、児童相談所、支援センター及び福祉事務所の連携を一層強化することや、地方公共団体が支援センター及び福祉事務所に對して要対協に参画するよう働き掛けること、支援センター及び福祉事務所未設置の地方公共団体における要対協との連携に関する記載を追加(第 2—9 (3))

オ 連携の好事例の共有及び研修の拡充等により、配偶者からの暴力や児童虐待の特性及び連携の在り方等に係る理解の促進を図り、関係機関による連携協力の実効性の向上を図ることに關する記述を新設(第 2—9 (5))

(2) 「女性活躍加速のための重点方針 2019」を踏まえた修正

ア 民間団体と支援センターとが対等な関係性において機動的に連携を図ることに關する記載を追加(第 2—1 (3))

イ 一時保護後の支援内容について、民間シェルター等の民間団体の活用に関する記載を追加(第 2—6 (2) カ)

ウ 若年層への教育啓発について、SNS 等の若年層に届きやすい広報媒体を活用することを追加(第 2—12 (2))

エ 加害者更生のための指導について、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討することに關する記載を追加(第 2—13 (1))

オ 国が民間シェルター等による被害者支援の充実に向けた取組を推進することや、国及び地方公共団体が発出する被害者支援に関する通知等の民間シェルターへの早期提供に関する記載を追加(第 2—14)

(3) その他の所要の改正

第 3 施行期日

本基本方針は、本年 4 月 1 日から施行するものとする

男女共同参画に関する国内外の動き

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1975	S50	●国際婦人年（1972 年国連総会で宣言）（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）（メキシコシティ）：「世界行動計画」採択 ●国連第 30 回総会：「国連婦人の 10 年」（1976～1985 年）決定	●超党派婦人議員提案の「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置（本部長内閣総理大臣） ●「婦人問題企画推進会議」開催（内閣総理大臣の私的諮問機関）	
1976	S51		●「特定業種育児休業法」施行（女子教育職員、看護婦、保母） ●「民法」改正（離婚後の姓の選択自由）	
1977	S52		●「国内行動計画」策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ●「国立婦人教育会館」（現 国立女性教育会館）オープン	●社会教育課に婦人教育係設置（現 女性センター内）
1979	S54	●国連第 34 回総会：「女性（女子）差別撤廃条約」採択	●国際人権規約批准	
1980	S55	●「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（第 2 回世界女性会議）（コペンハーゲン）：「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	●「女性（女子）差別撤廃条約」署名 ●「民法」改正（配偶者の法定相続分 1/3 を 1/2 に引き上げ）（S56 年施行）	●堺市立婦人会館開館 ●サカイレディスアカデミー（現 堺自由の泉大学）開講
1981	S56	●ILO 第 67 回総会：「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約（第 156 号）」（家族的責任条約）「同勧告（同 165 号）」採択 ●「女性（女子）差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画後期重点目標」策定	●市議会において「国連の『女性差別撤廃条約』の批准に関する要望決議」採択 ●堺市婦人問題行動計画策定委員会設置 ●堺まつり女王コンテスト廃止
1982	S57	●「女性（女子）差別撤廃委員会」（CEDAW）設置		●「さかいにおける婦人問題に関する婦人の意識調査」実施
1983	S58			●「第 1 期堺市婦人問題行動計画」策定 ●堺市議会に「婦人問題に関する特別委員会」設置
1984	S59		●「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（S60 年施行）	●「堺の婦人の現状」発行 ●「堺市婦人問題行動計画推進委員会」設置 ●「婦人問題に関する男女の意識調査」実施
1985	S60	●「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議（第 3 回世界女性会議）（ナイロビ）：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●生活保護基準額の男女差解消 ●国民年金法の改正（女性の年金権確立）（S61 年施行） ●「男女雇用機会均等法」公布（S61 年施行） ●「女性（女子）差別撤廃条約」批准	●人権啓発局に「婦人政策室」設置 ●「婦人政策室だより」創刊
1986	S61			●女性問題地域別講演会開始

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1987	S62		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	●「第 1 期堺市女性問題行動計画」改定 ●「中高年女性の実態調査」実施（「さかい女性の現状」発行） ●「堺市女性問題行動計画推進委員会」に改称 ●「女性推進会議」設置
1988	S63			●「女性事務職員アンケート調査」実施 ●「女性問題を考える広報紙」全戸配布
1989	H 元	●国連第 44 回総会：「児童の権利条約」（児童の権利に関する条約）採択	●「学習指導要領」改訂（中学・高校における家庭科の男女共修等）	●啓発映画「わが心の朝」制作
1990	H2	●国連経済社会理事会：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「男性一般行政職員アンケート調査」実施 ●男女混合名簿実施（公立幼・小学校全校）
1991	H3		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 ●「育児休業法」公布（H4 年施行） ●大阪レディス・ハローワーク（現 大阪マザーズハローワーク）がオープン	●「婦人政策室」→「女性政策室」に改称 ●（第 2 期プラン策定のための）堺市女性問題懇話会設置 ●堺市女性問題地域フォーラム（年 6 回）開催
1992	H4		●福岡でのセクシュアル・ハラスメント訴訟で原告側の女性が勝訴 ●初代婦人問題担当大臣の設置	●アジア女性会議堺地域会議開催 ●「女性問題についての市民意識調査」実施 ●堺市女性問題懇話会から市長に「第 2 期女性問題行動計画策定に向けての提言」提出
1993	H5	●国連世界人権会議：「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ●国連第 48 回総会：「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●中学校で家庭科が男女必修になる ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布・施行	●「女性問題についての市民意識調査」実施（「さかい女性の現状」発行） ●「第 2 期女性問題行動計画（さかい女性プラン）」策定 ●堺市女性問題懇談会・堺市女性問題市民懇話会（現 堺市男女共同参画推進会議）を設置 ●「自治体男女平等度コンテスト」第 1 位（全国フェミニスト議員連盟）受賞
1994	H6	●ILO 第 81 回総会：「パートタイム労働に関する条約及び勧告（第 175 号）」「同勧告（第 182 号）」採択 ●国際人口・開発会議：「カイロ宣言」採択 ●「人権教育のための国連 10 年」（1995～2004 年）決定	●高校で家庭科が男女必修になる ●「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」批准 ●「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定	●「もっと素敵にフェスティバル'94 女と男がいきるのや SAKAI」開催（1 月） ●「ライフクリエイター養成講座」開始（以降隔年実施） ●「堺市立婦人会館」→「女性センター」に改称

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1995	H7	●世界社会開発サミット：「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ●第4回世界女性会議（北京）：「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）（一部 H11 年施行） ●「家族的責任条約（ILO156号）」批准	●「もっと素敵にフェスティバル'95 女と男がいきるのや SAKAI」開催（1 月） ●全国初の男女共同参画宣言都市となる ●「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」制定 ●泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会議 ●第4回世界女性会議女性 NGO フォーラムに堺市派遣団（16 人）派遣
1996	H8		●「優生保護法」（母体保護法）改正 ●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●「もっと素敵にフェスティバル'96 女と男がいきるのや SAKAI」開催（1 月） ●「女性政策室」→「女性政策課」に改称 ●堺市女性問題懇談会から市長に「さかい女性プラン中間見直しに向けての提言」提出
1997	H9		●男女共同参画審議会設置（法律） ●「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正（H11 年施行） ●「介護保険法」公布（H12 年施行）	●「第1回さかい男女共同参画週間」開催（1 月） ●堺市女性問題懇談会から市長に「さかい女性プラン中間見直しに向けての提言」提出 ●「第2期女性問題行動計画（さかい女性プラン）」改定
1998	H10			●女性労働調査（市民・事業所）実施 ●「女性政策担当部長」設置
1999	H11	●女性差別撤廃条約選択議定書採択	●「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・ポルノ禁止法）公布・施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「労働者派遣法」改正 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行 ●「少子化対策推進基本方針」決定 ●「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定	●「女性と仕事に関する調査」実施 ●ビデオ「堺からなくそうセクシュアル・ハラスメント」製作 ●堺市女性問題懇談会設置
2000	H12	●国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）：「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施	●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布・施行 ●「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）公布・施行	●「職員アンケート調査」実施 ●「女性政策課」→「男女共同参画推進課」に改称

		のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ●国連安全保障理事会：「女性・平和・安全に関する決議第 1325 号」採択	●「男女共同参画基本計画」策定	●「男女共同参画交流の広場」開設 ●堺市女性問題懇談会から市長に「第 3 期さかい男女共同参画プランに対する提言」提出
2001	H13		●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局（内閣府）設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）公布・施行（一部 H14 年施行） ●「男女共同参画週間」スタート ●「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	●「堺市 DV 対策連絡会議」設置 ●堺市女性問題懇談会から市長に「第 3 期さかい男女共同参画プランに対する提言」提出 ●堺市男女共同参画懇談会から「堺市男女平等社会推進に関する条例の骨子提言」を市長に提出 ●市議会において「女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書」採択
2002	H14		●「育児・介護休業法」改正（仕事と家庭の両立支援策の充実）	●「第 3 期さかい男女共同参画プラン」策定 ●「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ●堺市男女平等推進審議会設置 ●苦情相談処理制度開始
2003	H15		●「母子及び寡婦福祉法」等改正（母子家庭等の自立促進） ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 ●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	
2004	H16		●「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の充実） ●「育児・介護休業法」改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（H17 年施行）	

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
2004	H16		●「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の充実） ●「育児・介護休業法」改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（H17 年施行）	
2005	H17	●第 49 回国連婦人の地位委員会「北京 + 10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）開催	●刑法等の改正（人身売買罪の新設） ●「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006	H18		●「労働安全衛生法」等改正（労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等） ●「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大）（H19 年施行）	●堺市男女平等推進審議会から市長に「第 3 期さかい男女共同参画プラン中間見直し及び後期実施計画策定に向けての提言」提出 ●「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」制定
2007	H19		●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）改正（H20 年施行） ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（H20 年施行） ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●「第 3 期さかい男女共同参画プラン」改定
2008	H20	●国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第 1820 号」採択	●「女性の参画加速プログラム」決定 ●ILO 条約勧告適用専門委員より勧告（男女同一価値労働同一報酬の原則規定のための法改正措置等） ●「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正（H21 年施行他）	

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
2009	H21	●UNIFEM（国連女性開発基金）（現 UN Women）日本事務所開設 ●国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力根絶に向けた取り組みを促進する決議第 1888 号、1325 号の実施加速に向けての決議第 1889 号」採択 ●ILO 第 98 回総会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」開催	●「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等）（H22 年施行他） ●女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表	●「日本女性会議 2009 さかい」開催 ●「UNIFEM（国連女性開発基金）」（現 UN Women）」日本事務所開設
2010	H22	●第 54 回国連婦人の地位委員会（北京 + 15）開催（ニューヨーク）	●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 ●APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 ●「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	●市議会において『慰安婦』問題について政府に誠実な対応を求める意見書」採択 ●「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ●APEC 女性リーダーズネットワーク（WLN）会合関連イベント開催
2011	H23	●「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足 ●ILO と UN Women が職場における女性のエンパワメント促進に向けた覚書締結		●堺市男女平等推進審議会に「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
2012	H24	●第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	●女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定	●「第 4 期さかい男女共同参画プラン」策定 ●堺市男女平等推進審議会に「堺市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「堺市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について」答申

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
2013	H25		●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけ ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平成 26 年 1 月施行）	●「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV 防止基本計画）」策定
2014	H26	●第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	●「日本再興戦略」改訂 2014 に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）開催	●全国初、UN Women が取り組む「セーフシティーズ・グローバル・イニシアティブ」に正式参加 ●自治体首長初、市長が「イクボス宣言」
2015	H27	●第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）記念会合開催（ニューヨーク） ●「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行（一部 H28 年施行） ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2015）開催 ●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	●「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
2016	H28		●女性差別撤廃条約実施状況第 7 回・第 8 回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表 ●国際女性会議（WAW! 2016）開催	●堺市男女平等推進審議会に「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」答申 ●堺市男女平等推進審議会に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を総合的に推進するための基本的な方向について」諮問 ●「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」実施
2017	H29		●刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	●「第 4 期さかい男女共同参画プラン」改定

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
2018	H30		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	●「SDGs 未来都市」に選定
2019	H31 /R1	●G20 大阪首脳宣言	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等改正 ●第5回国際女性会議（WAW!/WOMEN-20〔W20〕）開催	
2020	R2	●第64回国連女性の地位委員会（北京+25）記念会合開催（ニューヨーク）	●「第5次男女共同参画基本計画」策定 ●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定	●「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ●「堺市基本計画 2025」策定 ●「堺市 SDGs 未来都市計画（2021-2023）」策定 ●「堺セーフシティ・プログラム ファイナルレポート」作成
2021	R3		●「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」公表	●「セーフシティさかい推進会議」の設置 ●堺市男女平等推進審議会に「第5期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「第5期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」答申
2022	R4		●民法の一部改正（成年年齢が18歳へ）	●「第5期さかい男女共同参画プラン」改定